# 第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等 基本計画(素案)についてご意見を募集します

# 意見募集期間 令和2年3月10日(火)~令和2年4月10日(金)まで(期間内必着)

札幌市では、平成 21 年4月1日より施行した「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」に基づき、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するために、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画(第1次・第2次)を策定し、様々な取組を進めてきました。

この計画は、市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための取組を行うとともに、不幸にして犯罪被害に遭った市民に対して、その心情や置かれた状況に配慮した支援を進めていくものです。

このたび、第3次計画(素案)を策定しましたので、この素案に対する皆さまのご意見を募集し、今後、お寄せいただいたご意見を考慮してさらに検討を行い、令和2年中に計画を策定する予定です。

また、ご意見をいただいた方への個別の回答はいたしませんが、お寄せいただいたご意見の概要及びそれらに対する市の考え方については、令和2年5月頃にホームページなどで公表いたします。

#### 1 意見の提出方法

(1) 提出方法、様式等

本書に添付している所定の「ご意見記入シート」か、これに準じた様式で下記提出先への郵送、持参、FAXまたは電子メールにより意見募集期間までに提出してください(ご意見などの概要を公表する際は、氏名及び住所は公開いたしません)。

なお、電話や口頭によるご意見の受付には応じかねますので、ご了承ください。

(2) 電子メールによる場合の注意事項

件名に「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画(素案)に対する 意見」と記載し、本文欄には、「ご意見記入シート」に準じた様式でご意見を記載のうえ、 送付してください。

(3) その他

障がいのある方で上記の方法によることが困難な方は、下記の提出先にお越しいただくと、聞き取りでの提出にも対応いたします。

# 2 意見の提出先・お問合せ先

札幌市市民文化局地域振興部区政課(札幌市役所本庁舎 13 階)

住 所: 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 電話: 011-211-2252 FAX: 011-218-5156

Eメール: kusei@city.sapporo.ip

受付時間(持参の場合): 平日の午前8時45分~午後5時15分

市政等資料番号 01-D01-19-2816

# ご意見記入シート

「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画(素案)に対する意見

ご意見の募集期間	令和2年3月10日(火)~令和2年4月10日(金)まで
こ思兄の券集別间	(期間内必着)
氏 名	
(法人又は団体の場合は 名称及び代表者氏名)	
住 所	
(法人又は団体の場合は主たる 事務所の所在地)	
年 齢	□19 歳以下 □20 歳代 □30 歳代 □40 歳代
<del>一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一</del>	□50 歳代 □60 歳代 □70 歳代以上
	記入欄
【1.ページ番号・項目】	【2.ご意見】

- 1. 用紙が足りない場合は、コピーしてご使用下さいますようお願いします。
- 2. この様式により難い場合は、これに準じた様式でご記入下さい。
- 3. 電子メールの場合は、これに準じた様式でご記入下さい。

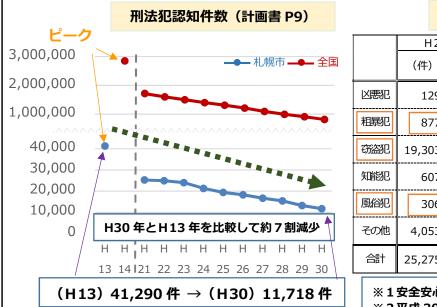
# 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨 「安全で安心なまちづくり」及び「犯罪被害者等に対する支援」を総合的かつ計画的 に進めていくための計画を策定するもの (計画書 P1) 2 安全で安心なまちづ 主に日常生活の身近なところで発生する犯罪が対象 くりが対象とする犯罪 関連する取組:消費者問題、児童虐待、DVなど (計画書 P1) 3 基本的な考え方 (1)「安全で安心なまちづくり」:「犯罪を誘発する機会」を減らすための取組 (計画書 P2) (2)「犯罪被害者等支援」:「犯罪被害者等基本法」及び「安全安心条例」に基づき、 犯罪被害者等の権利利益の保護を図る **4 計画期間** (計画書 P4) 令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)の5年間 5 計画の位置づけ 札幌市「まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向に沿って策定される個別計画 (計画書 P4) 安全・安心条例 犯罪被害者等基本法 戦略ビジョンの基本的な方向 に沿って策定される個別計画 関連計画 ませづくり戦略 ビジョン 第3次札幌市消費者基本計画 第3次犯罪のない安全で安心 第2次札幌市児童相談体制強化プラン なまちづくり等基本計画 第4次男女共同参画さっぽろプラン など アクションプラン 2019 札幌市公衆に著しく迷惑をかける 札幌市暴力団の排除 風俗営業等に係る勧誘行為等の の推進に関する条例 防止に関する条例 6 第3次計画とSDGs 5 ジェンダー平等を 実現しよう 16 平和と公正をすべての人に との関係性 ⊜ ジェンダー平等を実現しよう 平和と公正をすべての人に (計画書 P5)

# 第2章 現状とこれまでの振り返り

1 第2次計画の取組概要 (計画書 P7-8): 第2次計画で設定した基本施策を基に各種取組を実施

# 2 札幌市の犯罪情勢



#### 包括罪種別認知件数(計画書 P10)

		H21	<b>%</b> 1	H2	25	НЗ	30	政令指
E		(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	定都市 順位※2
	凶悪犯	129	0.5	109	0.6	69	0.6	14 位
	粗暴犯	877	3.5	1,005	5.2	1,248	10.7	6 位
	窃盗犯	19,303	76.4	12,932	66.6	7,686	65.6	15 位
	知能犯	607	2.4	577	3.0	375	3.2	20 位
1	風俗犯	306	1.2	529	2.7	391	3.3	1位
	その他	4,053	16.0	4,271	22.0	1,949	16.6	10 位
	合計	25,275	100.0	19,423	100.0	11,718	100.0	13 位
+								

※1安全安心条例制定年(H21)との比較

※2平成30年人口千人あたり認知件数の札幌市の降順の順位

# 子どもに係る事案 (刑法犯認知件 数、前兆事案発生件数)

(計画書 P11)

- □子どもの刑法犯認知件数は、 10 年前から比較して、減少し ているものの、
- 前兆事案の発生件数は、ここ 10年間で、600件前後で推移

# 女性・高齢者に係る事案 (計画書 P12)

- □女性の刑法犯認知件数は、10 年前から比較して、公然わいせ つや暴行が増加傾向
- □高齢者の刑法犯認知件数は、 10 年前から比較して、詐欺や 暴行が増加傾向

# 特殊詐欺被害状況 (計画書 P13)

□平成 26 年以降、被害件数(認知件数)は年間 60 件、被害額も1億 5,000 万円を超え、高水準で推移

# 3 市民・防犯活動団体のアンケート調査結果

主なアンケート結果	H25 · H26	H30 · R1	
・「犯罪のない安全に安心して暮らせるまち」と思う市民の割合	52.6%	64.6%	
(計画書 P14)	(H26)	(H30)	
・犯罪に遭わないよう常に防犯意識をもって暮らしている市民の割合	64.5%	52.1%	
(計画書 P14) 【成果指標】	(H26)	(R 1)	
・インターネット犯罪に遭うかもしれないと不安に思う市民の割合	35.1%	50.3%	
(計画書 P15)	(H25)	(H30)	
・身近な地域での犯罪に関する情報量が不足していると感じている市民の	48.7%	49.4%	
割合(計画書 P17)	(H25)	(H30)	
・簡単にできる防犯対策に取り組んでいる市民の割合	89.3%	93.1%	
(計画書 P18)	(H25)	(H30)	
・地域防犯活動に参加している市民の割合	13.3%	12.0%	
(計画書 P18) 【成果指標】	(H25)	(H30)	
・地域防犯活動に参加したことがない市民が活動へ参加するにあたって の条件	市民の 40.4%が「参加の仕方がわかりやすくなっていれば」(H30)		
の条件 (計画書 P19)	市民の 38.3%が「好きな時間や参加頻度を選べれば」(H30)		
・10 年以上活動している防犯活動団体	15.2%	78.4%	
(計画書 P22)	(H25)	(H30)	
・防犯活動団体の活動の内容 (計画書 P23)	団体の 61.5%が 子どもの見守り活	. —	
・地域防犯活動を進める上で、重要だと思うこと (計画書 P24)	団体の 41.2%が 守り」(H30)	「通学路などの見	
・地域防犯活動を効果的に継続するにあたって参加者数が足りないと感じている団体の割合(計画書 P25)	29.2% (H25)	33.8% (H30)	
・犯罪の被害に遭うかもしれないと不安に思う場所(市民の割合)	「路上」、「公園」、	「歓楽街・繁華	
(計画書 P16)	街」等の市民の不	安感は減少傾向	
・札幌市に期待する施策 (計画書 P20)	市民の 80.6%が 慮した環境の整備		

# 4 社会情勢 (計画書 P26-28)

(1)子どもの安全対策の強化	H30.6 に政府は「登下校防犯プラン」を策定し、見守り活動の担い手不足等の課題に対応するため、「ながら見守り」等の推進に取り組むこととしている。
(2)特殊詐欺から高齢者を 守るための施策の推進	全国的にみると、特殊詐欺の被害の約8割は 65 歳以上の高齢者となっており、 今後高齢者人口が増加していくなかで、高齢者の被害防止の徹底が課題。
(3)犯罪被害者等支援施策 の充実	「犯罪被害者等基本法」の制定から 15 年が経過し、地方公共団体においても、 犯罪被害者等に対する、経済的・精神的な支援の取組が広がってきている。
(4)外国人旅行者の増加	札幌に宿泊する外国人旅行者は、年々増加しているため、外国人旅行者が安心して旅行するため、犯罪に巻き込まれないための対策などの情報発信が必要。

# 現状の評価と今後の方向性(計画書 P29-34)

	現状の評価と今後の方向性
基本方針 1~3	刑法犯認知件数の減少や市民意識の改善で一定の成果は確認しているものの、これらの成果については、緩やかにしか改善しないことから、現状の取組を着実に進めるとともに、犯罪情勢や市民意識、社会情勢を踏まえて、確認された課題等に対応するための取組を実施
犯罪被害 者等支援	犯罪被害者等が直面する様々な困難に対する理解が深まり、再び平穏な生活を営むことができるよう支援することの必要性や重要性が社会一般に浸透  ⇒ 犯罪被害者等への支援の充実(経済的・精神的な支援制度の創設)

# 第3章 計画の構成

- **1 計画体系**(計画書 P37)
- (**1**) 基本目標 / (**2**) 基本方針 (計画書 P38-40)
- □基本目標 ⇒ 不変的であることから、第2次計画と同様に設定
- □基本方針  $1 \sim 3$  ⇒ 安全で安心なまちづくりは 4区分に分類され、これを体系 的に整理した形となっている第2次計画の基本方針と同様に整理
- □基本方針4 ⇒ 犯罪被害者等への支援の充実を図ることから、第2次計画では 施策として位置づけられていたところ、第3次計画では、基本方針4として新設
- (**3**) 基本施策 (計画書 P40-42)
- □下記の表を基に、基本施策を設定

			基本	方 針		
į	基本施策の基礎となる事項	1	2	3	4	
			基本施策			
	第8条 (広報及び啓発)	1	1	1		
	第9条(市民の取組への支援)		1	_ <u>_</u>		
安全・安心条	第 10 条(公共施設の整備等)			2		
例	第 11 条(連携体制の整備)		2			
	第12条(犯罪被害者等への支援)				1~4	
子ども、女	子ども	2	3			
性、高齢者の	女性	3	4	3		
安全確保	高齢者	4	5			
その他	公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等 に係る勧誘行為等の防止に関する条例			4		
	暴力団の排除に関する条例			5		

# (**4**) **重点テーマ**(計画書 P42)

- □子どもの犯罪に対する特性(未然防止が大人と比して容易ではない)、犯罪情勢 (前兆事案の発生件数が横ばい)、それに伴う未然防止対策の必要性(市民・市 は子どもの安全を確保することが必要)、市民意識(地域での子どもの安全に対 する意識が高い)を総合的に勘案
- **⇒ 安全で安心なまちづくりに関する重点テーマとして、「子どもの安全」を設定**

# 基本施策ごとの主な取組

#### 標:犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現 基 本 目

# 基本方針 1 (計画書 P44~47)

自らの安全を確保するため、 市民一人ひとりの防犯に対 する関心を高める

# 基本方針 2 (計画書 P48~51)

みんなの暮らしを守るため、 お互いに協力し支え合うま ちをつくる

# 基本方針 3 (計画書 P52~54)

犯罪が起きにくいまちをつ くるため、環境の安全性を高

1市民自らが行う環境整備

町内会等への防犯カメラの設

の促進

# ★ 基本方針 4 (計画書 P55)

犯罪被害者等が再び平穏な 生活を営むことができるよ う支援する

# 基本施策の主な取組

- 1個人の防犯意識・防犯力を 高めるための情報提供
- 【レベ】インターネット・ SNS による犯罪被害防止 に関する出前講座を新設
- 【レベ】防犯に有益な犯罪発生 マップや SNS 等の新たな情 報ツールによる周知啓発

2子どもに関する防犯力の

- 1地域における防犯活動の
- **★**【新規】地域防犯活動団体 向けセミナー開催
- 2協働による連携体制の充実
- 安全・安心どさんこ運動の普
- 2犯罪の防止に配慮した公 共施設の整備等
  - 徒路灯の更新や公園等の整備

# 3地域と一体となった子どもの見守り 3子ども等の安全に配慮し た環境整備

- ≪重点取組»【レベ】 「子ども 110 番の家」を 活用した参加型防犯講座 めの啓発・支援
- インターネット等被害対
- 策ハンドブック作成配布

3 女性の防犯力向上

- 女性の防犯ハンドブックを 活用した広報啓発の実施
- 4高齢者等の防犯力向上
- 【レベ】特殊詐欺被害防止 のための参加型の出前講 座を実施

- 《重点取組》【新規】 「ながら防犯」促進のた
- 【レベ】 「子ども 110 番の家」に おける事業者との連携
- 4 女性の犯罪被害防止の取 組の推進
- DV 対応機関との連携
- 5 高齢者等が安心して暮ら せる取組の推進
- 高齢者に対する見守りや 支援

- 【レベ】
  - 1犯罪被害者等に関する 情報発信·広報啓発
  - 【レベ】 2総合的対応窓口におけ る対応
- 3犯罪被害者等に対する経済的な負担の軽減
- 【新規】 4犯罪被害者等の精神的 **《重点取組》(再掲)** 町内会等への防犯カメラ な被害の回復に向けた支援 の設置補助
- 4 歓楽街等を対象とした環 境改善
- ★【新規】 外国人旅行者への防犯啓発
- 5暴力団等の排除
  - 市の契約や補助事業など からの排除措置





# 第4章 計画の推進(計画書P57~59)

#### 【成果指標1】

刑法犯認知件数 11,718 件→9,000 件未満 (H30→R6年)

# 【成果指標2】

自ら犯罪に遭わないよう防犯意識を もって暮らしている市民の割合 89%→95% (R1→R6年度)

#### 【成果指標3】

地域で防犯活動を行っている市民の割合 7.5%→25% (R1→R6年度)

# 【重点テーマ:子どもの安全】

#### 【基本方針1~重点取組】

「子ども110番の家」講座の開催

【達成目標】 合計 10 回開催 (R2→R6年度)

#### 【基本方針 2 ~重点取組】

ながら防犯の推進

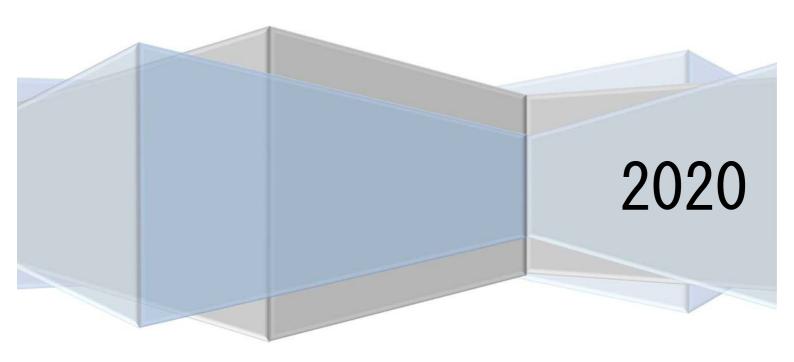
【達成目標】 合計 10,000 人登録 (R2→R6年度)

# 【基本方針3~重点取組】

町内会の防犯カメラ設置に対する 補助金交付事業 が 【達成目標】 新規設置台数 合計 500 台 (R 2→R6 年度)

# 第3次札幌市犯罪のない 安全で安心なまちづくり等基本計画 (素案)

札幌市



# 目 次

第	1 章	章 :	計画の策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	計	画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	安	全で安心なまちづくりが対象とする犯罪 ‥‥‥‥‥‥	1
	3	基	本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1	1)	安全で安心なまちづくり ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	2
	(2	2)	犯罪被害者等支援 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
	4	計	画期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
	5	計	画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	6	第	3 次計画と SDGs との関係性 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
Со	lum	n(1)	再犯防止の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第	2 賃	章 :	現状とこれまでの振り返り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	1	第	2次計画の取組概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	2	札	幌市の犯罪情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(1	1)	刑法犯認知件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(2	<u>2</u> )	包括罪種別認知件数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10
	(3	3) ·	子どもの犯罪被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
		ア	子どもの刑法犯認知件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
		1		
	(2		女性の犯罪被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(5		高齢者の犯罪被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(6	3)	特殊詐欺被害状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13
	3	市	民・地域防犯活動団体のアンケート調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(1	1)	市民アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
		ア	札幌市が「犯罪のない安全に安心して暮らせるまち」と思うか	14
		1	犯罪に遭わないよう常に意識をもって暮らしている市民の割合	
		ウ	被害に遭うかもしれないと不安に思う犯罪	15
		エ	犯罪の被害に遭うかもしれないと不安に思う場所	
		才	地域や身の回りで起きている犯罪の認知状況・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		カ	地域や身の回りで起きている犯罪に関する情報量	
		+		
		ク	地域防犯活動に参加している市民の割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		ケ		
		⊐	札幌市に期待する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20

サ	
Column② 防犯カメラとプライバシー ····································	
(2) 地域防犯活動団体のアンケート調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22	
ア 活動開始時期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
イ 活動人数22	
ウ 参加者の世代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23	
エ 活動の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23	
オ 地域防犯活動を進める上で、重要だと思うこと24	
カ 活動を効果的に継続するための参加者数25	
4 社会情勢 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(1) 子どもの防犯対策の強化 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(2) 特殊詐欺から高齢者を守るための施策の推進 · · · · · · · · · · · · · · · 27	
(3) 犯罪被害者等支援施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28	
(4) 外国人旅行者の増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28	
5 現状の評価と今後の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29	
(1) 基本方針 1 (自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に	
対する関心を高める) ・・・・・・・・・・・・・・・・ 31	
(2) 基本方針2(みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合う	
まちをつくる)32	
(3) 基本方針3(犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を	
高める)34	
Column③ 子どもを見守る環境 ····· 35	
第3章 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37	
1 計画体系 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(1) 基本目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(2) 基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ア 安全で安心なまちづくり(基本方針1から3)38	
イ 犯罪被害者等への支援(基本方針4の新設) ・・・・・・・・・・・・・・40	
(3) 基本施策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ア 安全・安心条例に規定される市の施策40	
イ 子ども、女性、高齢者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41	
ウ その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41	
(4) 重点テーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42	
2 基本施策ごとの主な取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44	

	(1) 基	基本方針 1	(自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に	
			対する関心を高める)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
	ア	基本施策 1	(個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供) ・・・	44
	イ	基本施策 2	(子どもに関する防犯力の向上)	45
	ウ	基本施策3	(女性の防犯力向上)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	エ	基本施策4	(高齢者等の防犯力向上) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	(2) 基	基本方針 2	(みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合う	
			まちをつくる)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	ア	基本施策 1	(地域における防犯活動の促進) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	イ	基本施策 2	(協働による連携体制の充実) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
	ウ	基本施策3	(地域と一体となった子どもの見守り) ・・・・・・・・・・	50
	エ	基本施策4	(女性の犯罪被害防止の取組の推進)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	オ	基本施策 5	(高齢者等が安心して暮らせる取組の推進)	51
	(3) 基	基本方針3	(犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を	
			高める)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	ア	基本施策 1	(市民自らが行う環境整備の促進) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	イ	基本施策 2	(犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等)	52
	ウ	基本施策3	(子ども等の安全に配慮した環境整備)	53
	エ	基本施策4	(歓楽街等を対象とした環境改善)	
	オ	基本施策 5	(暴力団等の排除)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
	(4) 基	基本方針 4	②犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう	
			支援する)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	ア	基本施策 1	(犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発)	55
	イ	基本施策 2	(総合的対応窓口における対応) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	ウ	基本施策3	(犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減)	55
	エ		(犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援) ・・・	
C	olumn④	犯罪被害に	曹うということ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
复	第4章 言	+画の推進・・		57
	(1) 万	<b></b> 大果指標		57
			或目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	2 推進	<b>集体制</b> · · · · ·		59

参考資	<b>資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>
I	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿
П	第3次計画の策定経過
Ш	政令指定都市における刑法犯認知件数等
IV	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例
V	札幌市暴力団の排除の推進に関する条例
VI	札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止
	に関する条例

# 1 計画策定の趣旨

市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための取組(以下「安全で安心なまちづくり」といいます。)を行うとともに、不幸にして犯罪被害に遭った市民に対して、その心情や置かれた状況に配慮した支援を進めていくために、平成21年4月1日に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例(平成21年条例第17号。以下「安全・安心条例」といいます。)」を施行しました。

安全・安心条例第7条の規定において、「市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定するものとする。」と定められていることから、当該規定に基づき平成 22 年 3 月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を、平成 27 年 3 月に「第 2 次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画(以下「第 2 次計画」といいます。)」をそれぞれ策定しました。

第2次計画の計画期間は、平成27年度から令和元年度までの5年間であることから、令和2年度以降も安全で安心なまちづくり等を総合的かつ計画的に推進していくため、現在の犯罪情勢や市民意識などを踏まえ、今後実施していくことが必要となる取組について検討を行い、新たに「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画(以下「第3次計画」といいます。)」を策定するものです。

# 2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪

本計画では、安全で安心なまちづくりによって効果的に防止することができる日常生活の身近なところで発生する犯罪(子どもに対する声かけやつきまとい等の犯罪の前兆となる事案を含む。)、例えば自転車盗や空き巣などの窃盗犯、特殊詐欺などの知能犯、公然わいせつなどの風俗犯を主な対象とし、その未然防止に向けた取組を進めていきます。

また、生活経済事犯である消費者問題、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス<sup>1</sup>(以下「DV」といいます。)などは、次に掲げる各分野の計画

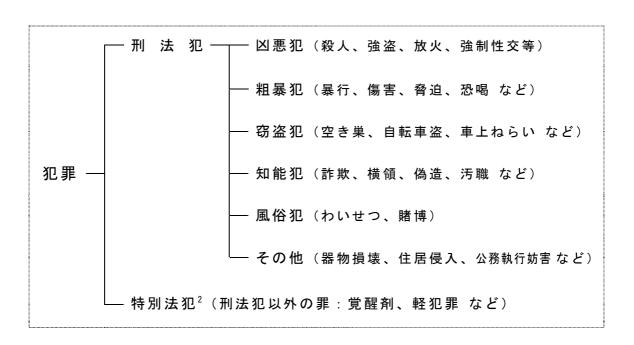
<sup>1</sup> ドメスティック・バイオレンス:配偶者や親密な関係にある交際相手などからの暴力

などに基づき対策が進められていますが、犯罪に至ることもあることから、 第3次計画においてこれらの対策を関連する取組として位置づけます。

#### (主な関連計画)

- ◆ 第3次札幌市消費者基本計画
- ◆ 第2次札幌市児童相談体制強化プラン
- ◆ 第4次男女共同参画さっぽろプラン

など



### 3 基本的な考え方

# (1) 安全で安心なまちづくり

犯罪を防止していくための手法には、様々な考え方がありますが、安全・安心条例においては、「安全で安心なまちづくり」を「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」と定義しています。

「犯罪を誘発する機会」とは、照明がなく暗い、周囲に人がおらず誰も見ていない、遮蔽物があり見通しが悪い、犯罪行為の対象となる人がその犯罪による被害に遭わないための知識がないなどの犯罪をしようとする人が犯罪を行いやすいと感じる状況や環境を指します。刑法犯認知件数の大部分を占める窃盗犯 (P10) などは、こうした機会に乗じて遂行される場合が多いと考えられます。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 特別法犯:「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪などの道路上の 交通関係事犯について、広義には「特別法犯」に含まれますが、本計画の安全で安心なまちづく りにおいては、「特別法犯」から除かれます。

「犯罪を誘発する機会」を減らすためには、玄関の施錠や防犯グッズの活用などの自らの安全を確保するための防犯対策、子どもの見守りや防犯パトロールなどの地域の安全を守るための活動、道路・公園の見通しや明るさの確保などの防犯に配慮した環境の整備を行うことが有効であると考えられており、これらの取組は、市民の日常の活動やまちづくりとして行うことができるものとなっています。

このように市民の日常の活動やまちづくりの中で「犯罪を誘発する機会」を減らしていけば、多くの犯罪は効果的に防止することができます。そうしたことから、市民、事業者、札幌市が相互に連携・協力して「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」を推進することにより、安全に安心して暮らせるまちの実現を目指すこととしています。

なお、安全に安心して暮らせるまちの実現に向けては、交通安全などの他の分野も数多くありますが、安全・安心条例では、こうした他の分野との連携に努めることとされています。

# (2) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)において、犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況に応じて適切に行われる必要があり、また、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるようにする必要があるということが基本理念として示されています。

さらに、同法において、地方公共団体は、犯罪被害者等支援に関し、 国との役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有するということが明らかにされています。

そのため、札幌市では、犯罪被害者等基本法の基本理念や地方公共団体の責務をはじめとする規定に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図っていくため、安全・安心条例において犯罪被害者等に対する支援に関する事項を定め、施策を進めることとしています。

また、犯罪被害者等基本法において、「犯罪被害者等」とは、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」と定義され、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等を受けた場所その他による限定は一切されていません。そのため、個別具体の施策の対象者については、その施策ごとに適切に設定していくものとなっています。

# 4 計画期間

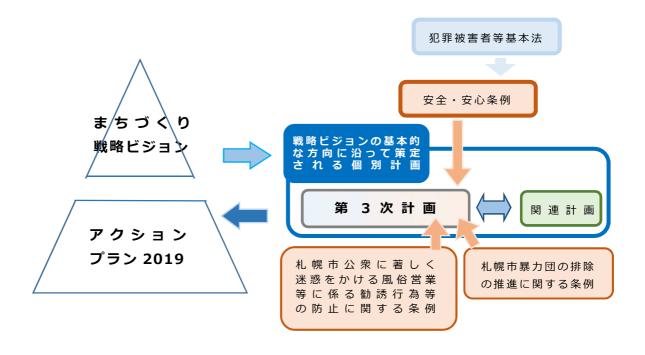
第3次計画の計画期間は令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とします。

# 5 計画の位置づけ

第3次計画は、札幌市のまちづくりの計画体系において、「札幌市まちづくり戦略ビジョン<sup>3</sup>(平成25年(2013年)10月策定。以下「戦略ビジョン」といいます。)」の基本的な方向に沿って策定する各分野の個別計画に位置付けられます。

そのため、第3次計画は戦略ビジョンや他の分野の個別計画などと連携し、整合性を図っています。

なお、戦略ビジョンの「ビジョン編」第4章第4節「安全・安心」の基本目標 14「安全な日常生活が送れるまちにします」においては、将来のまちの姿として「犯罪や消費生活に関する問題の発生を防止する取組など、市民の安全な暮らしを守る環境が整っています。」と想定しています。



-

<sup>3</sup> 札幌市まちづくり戦略ビジョン:札幌市のまちづくりの計画体系では最上位に位置付けられる「総合計画」

# 6 第3次計画とSDGsとの関係性

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals、SDGs)とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。SDGs は、経済、社会及び環境の持続可能な開発の三側面を統合する施策の推進により、それぞれの課題の同時解決を目指すものであり、札幌市でも2018年6月に「SDGs 未来都市」に選定されたほか、各種計画への反映や実践等、SDGs の達成に向け積極的に取り組んでおり、第3次計画においても下記のとおり、取り組んでいきます。





# 第3次計画において対象となるゴールとターゲット



「5.2 人身売買や性的、その他種類搾取など全ての女性及び女児に対する、 公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する」



「16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる」

「16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」

「16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全て人々に司法への 平等なアクセスを提供する」

# Column 1 再犯防止の取組

全国的に刑法犯により検挙された再犯者については、平成 18 年をピークに、その後は 漸減傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の比率は上昇傾向にあり、平成 30 年には現在と同様の統計を取り始めた昭和 47 年以降で最も高い 48.8%となっています。

このような中、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全に安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)」が平成28年12月に制定されました。

同法第8条第1項の規定では、都道府県及び市町村は、政府が定める再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

再犯防止の取組については、安全に安心して暮らせるまちの実現のために必要不可欠なものですが、第3次計画は犯罪を誘発する機会を減らすための取組を総合的かつ計画的に推進するための計画であることから、別の枠組みで検討していく必要があると考えています。



# 第2章 現状とこれまでの振り返り

第2次計画に基づく取組の概要や犯罪情勢、市民意識などを踏まえて現状 の評価を行い、そこで確認された課題等に対応するための今後の方向性につ いて整理します。

# 1 第2次計画の取組概要

第2次計画は、「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」を基本目標とし、それを実現するために行っていく取組の大きな方向性として「基本方針」を、「基本方針」の下位にこれを具体化するものとして「基本施策(このうち特に重点的に取り組むべきものを「重点施策」として位置づけ)」を設定し、各種取組を行いました。

第2次計画に基づき行った主な取組は、「基本方針」ごとに次のとおり となっています。

# <基本方針1>自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

重点施策 (防犯意識を高める広報啓発)

○防犯に関する市民の意識向上を図る出前講座⁴を実施

#### 【達成目標】

出前講座の実施回数

31回 (平成 25 年度) ⇒ 60回 (平成 27 年度から平成 30 年度までの毎年度)

#### 【実績】

防犯関連出前講座(テーマ)	H 27	H 28	H 29	H 30
犯罪被害に遭わないために	11 回	4 回	3 回	_
子どもの防犯教室	40 回	37 回	40 回	30 回
振り込め詐欺被害に遭わないために	27 回	30 回	26 回	24 回
女性の犯罪被害防止について	_	2 回	3 回	1 回
防犯カメラを生かしたまちづくり	_	_	_	3 回
合 計	78 回	73 回	72 回	58 回

〇市民の防犯意識を高めるためのパネル展を地下歩行空間や各区役所で実施

〇JR札幌駅や地下鉄駅などで各種街頭啓発活動を実施

#### その他の基本施策

〇札幌市の犯罪情勢等をホームページや広報紙等で情報提供

〇子どもの防犯ハンドブックを作成し、市内全小学校の新入学児童に配布

〇女性の防犯ハンドブックを作成し、市立高校や地下鉄駅などで配布

<sup>4</sup> 出前講座:市民への情報提供と対話の一環として、市職員が要望に応じて地域に出向き、市の施策や事業に ついてわかりやすく説明する取組

#### <基本方針2>みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

重点施策 (地域における防犯活動の促進)

○地域安全サポーターズ5により、事業者の地域防犯活動を促進

#### 【達成目標】

地域安全サポーターズの登録件数 283 件 (平成 26 年度) ⇒ 700 件 (平成 30 年度)

#### 【実績】

- 1.823件(平成30年度)
- 〇地域防犯活動団体に対する研修の実施や防犯資材の提供などの各種支援を地域の実情に応じて実施
- 〇地域防犯活動に取り組む市民などを表彰する制度を創設

#### その他の基本施策

- 〇市民、事業者、市の三者が連携協力した取組を進めるための協議会を開催
- 〇通学路での子どもの安全確保のため、スクールガード6を配置
- 〇犯罪被害者等に対する市民の理解を深めるため、ホームページで情報提供等

# <基本方針3>犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

重点施策 (子ども等の安全に配慮した環境整備)

〇「子ども 110 番の家7」に取り組む地域を支援するための制度を創設

#### 【達成目標】

「札幌市子ども 110 番の家支援事業」登録軒数 制度創設(平成 27 年度) ⇒ 20,000 軒(平成 30 年度)

# 【実績】

9,827 軒 (平成30年度)

- 〇町内会が公共空間に設置する防犯カメラの補助制度を創設
- 〇周囲の見通しや不審者の侵入対策に配慮した学校施設等を整備

#### その他の基本施策

- 〇街路灯の更新(平成 27 年度から平成 30 年度に合計 15,821 灯)
- 〇犯罪の防止に配慮した指針等による公園の造成・再整備工事
- 〇安全・安心なススキノを啓発するためのバナー(旗)やプランター(草花の鉢)を設置

<sup>5</sup> 地域安全サポーターズ:社会貢献活動の一環として、市内でパトロールなどの地域防犯活動を行う事業者の登録制度(平成23年創設)

<sup>6</sup> スクールガード:札幌市内の小学校、幼稚園、特別支援学校を対象に、児童の登下校時などに見守り活動を 行っていただくボランティア

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 子ども 110 番の家:子どもが登下校時などに、「不審者からの声かけ、つきまとい行為」等の被害を受けて 身の危険を感じたときに、避難場所として駆け込み、一時的に保護して警察に 110 番通報するための場所

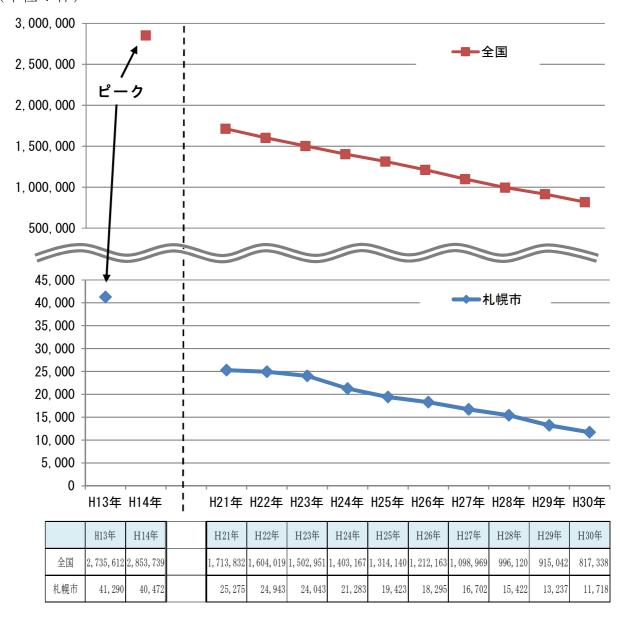
# 2 札幌市の犯罪情勢

# (1) 刑法犯認知件数

- ・札幌市は平成13年をピークに、その後17年連続で減少しています。
- ・平成30年は11,718件で、平成13年の41,290件から約7割減少しています。

※犯罪情勢は原則として、安全・安心条例の施行年である平成21年からの比較

# (単位:件)



(提供元:北海道警察)

# (2) 包括罪種8別認知件数

- ・平成30年は、窃盗犯が全刑法犯の65.6%を占めています。
- ・平成 21 年と平成 30 年を比較すると、粗暴犯と風俗犯が増加しています。 ※政令指定都市順位は、平成 30 年人口千人当たり認知件数の札幌市の降順の順位

(単位:件) 都市順位 凶悪犯 129 135 102 114 109 88 69 77 68 14位 割合 0.5% 0.5% 0.4% 0.5% 0.6% 0.4% 0.5% 0.5% 0.6% 0.5% 802 粗暴犯 877 815 928 1,005 1,014 925 1,079 1,278 1,248 6位 割合 3.5% 3.2% 3.4% 4.4% 5.2% 5.5% 5.5% 7.0% 9.7% 10.7% 窃盗犯 19, 303 18, 808 17, 604 14, 929 12, 932 12, 427 11, 351 10, 451 8,628 7,686 15位 65.6% 75.4% 70.1% 67.9% 68.0% 65.2% 割合 76.4% 73.2% 66.6% 67.8% 知能犯 607 555 532 419 577 506 375 514 414 441 20位 割合 2.4% 2.2% 2.2% 2.0% 3.0% 2.8% 3.1% 2.7% 3.3% 3.2% 風俗犯 306 324 354 369 529 503 564 453 479 391 1位 1.2% 1.7% 2.7% 3.4% 2.9% 3.6% 3.3% 割合 1.3% 1.5% 2.7% その他 4, 053 | 4, 319 | 4, 636 | 4, 524 | 4, 271 | 3, 757 3,279|2,948| $2,343 \mid 1,949$ 10位. 16.0% 17.3% 21. 3% 22. 0% 20.5% 17. 7% 16. 6% 割合 19.3% 19.6% 19.1% 合計 25, 275 | 24, 943 | 24, 043 | 21, 283 | 19, 423 | 18, 295 | 16, 702 | 15, 422 | 13, 237 | 11, 718 |13位. 割合 || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% ||

#### 【窃盗犯の主な内訳】

・主な窃盗犯は、総じて減少していますが、平成 30 年は、合計 3,654 件、一日平均約 10 件発生しています。

	(単位:									
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
自転車盗	6, 603	6, 913	6,033	4,739	4, 471	4, 256	3, 961	3, 095	2, 693	2, 406
車上ねらい	2, 882	2, 788	3, 115	2, 144	1,023	1, 113	551	1,002	729	601
侵入盗					1					

#### 【粗暴犯・風俗犯の主な内訳】

- ・粗暴犯のうち、暴行が増加傾向です。
- ・風俗犯は、公然わいせつ・頒布<sup>9</sup>等が増加傾向であり、ここ5年は300から400件程度の水準で推移しています。

						vic n		v		(単位	: 件)
		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
粗暴犯	暴行	405	345	388	448	542	571	510	605	808	842
性來心	傷害·傷害致死	370	376	358	399	395	360	353	392	400	338
風俗犯	公然わいせつ ・頒布等	172	203	232	248	387	384	414	354	392	317
	強制わいせつ	130	115	113	116	142	115	150	99	87	74

(提供元:北海道警察)

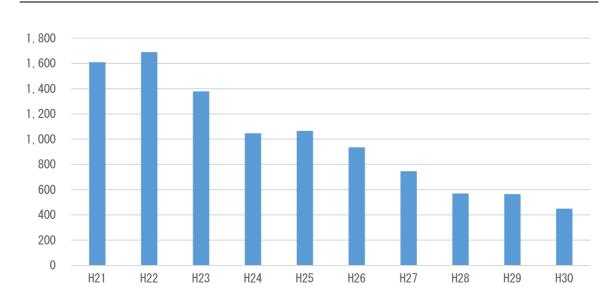
<sup>。</sup> 包括罪種:刑法犯を罪種の類似性などから、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の 6 種類に 分類したもの

<sup>9</sup> 頒布:わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列する行為

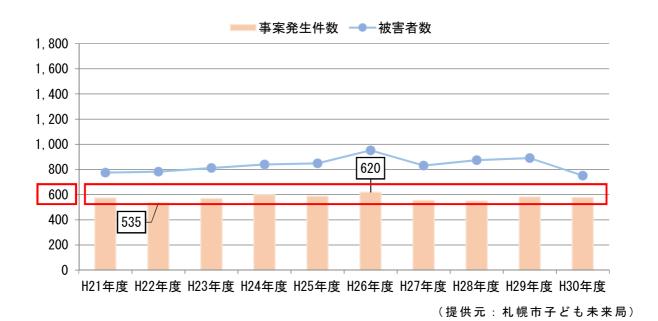
# (3) 子どもの犯罪被害状況

- ・子どもの被害件数(認知件数)は減少傾向です。(ア)
- ・平成21年度以降、事案発生件数10は600件前後で推移しています。(イ)
- ・平成 21 年度以降、被害者数は横ばいになっています。(イ)

# ア 子どもの刑法犯認知件数



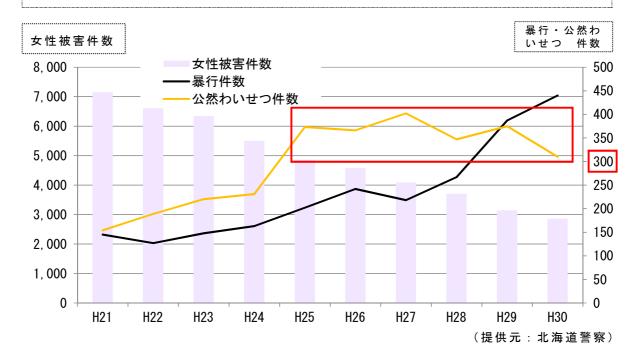
# イ 子どもに係る事案発生件数



10 子どもに係る事案発生件数:札幌市子ども未来局が市内の小中学校に調査している、市内小・中学生を 狙った不審者等に係る事案(声かけ・つきまとい等)の件数

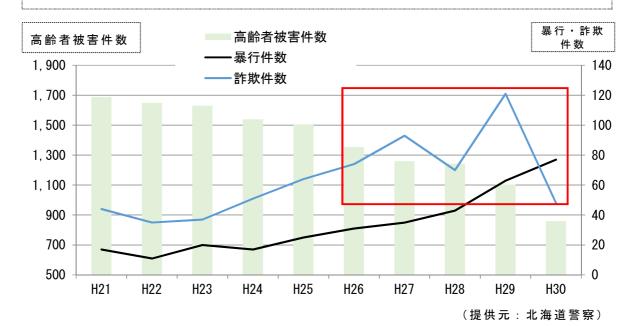
# (4) 女性の犯罪被害状況

- ・女性の被害件数(認知件数)は減少傾向です。
- ・暴行が増加傾向のほか、公然わいせつが平成 25 年以降、300 件以上で推移しています。



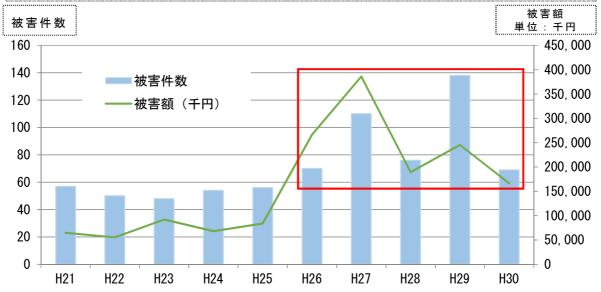
# (5) 高齢者の犯罪被害状況

- ・高齢者の被害件数(認知件数)は減少傾向です。
- ・暴行が増加傾向のほか、詐欺件数もここ5年間は高水準で推移しています。



# (6) 特殊詐欺11被害状況

・平成 26 年以降、被害件数(認知件数)は年間 60 件、被害額も 1 億 5,000 万円を超え、高水準で推移しています。



(提供元:北海道警察)

\_

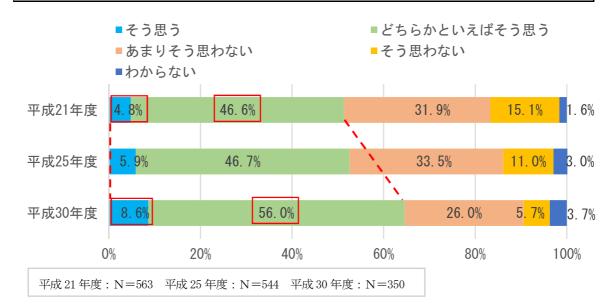
<sup>11</sup> 特殊詐欺:犯人が電話やハガキ(封書)等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪の総称

# 3 市民・地域防犯活動団体のアンケート調査結果

# (1) 市民アンケート調査結果

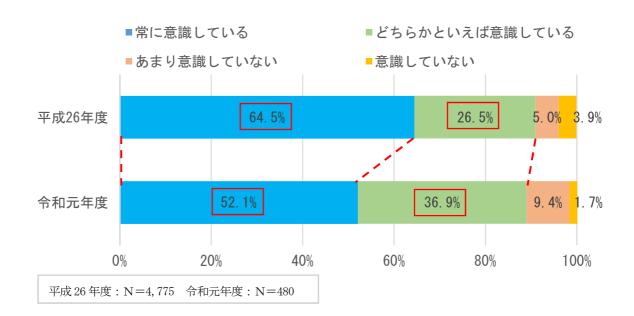
#### ア 札幌市が「犯罪のない安全に安心して暮らせるまち」と思うか

⇒ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と感じる市民の割合は増加傾向にあり、平成30年度は、平成21年度と比較して13.2ポイント増加しています。



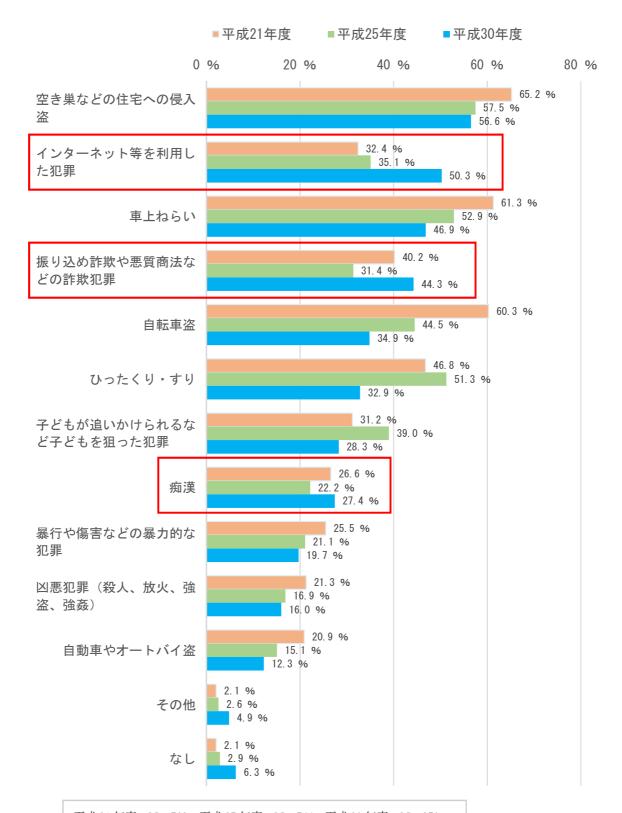
# イ 犯罪に遭わないよう常に意識をもって暮らしている市民の割合

⇒ 令和元年度の「常に意識している」市民の割合は、平成 26 年度と比較して 12.4 ポイント減少していますが、令和元年度の「どちらかといえば意識している」市民の割合は、平成 26 年度比較して 10.4 ポイント増加しています。



# ウ 市民が被害に遭うかもしれないと不安に思う犯罪

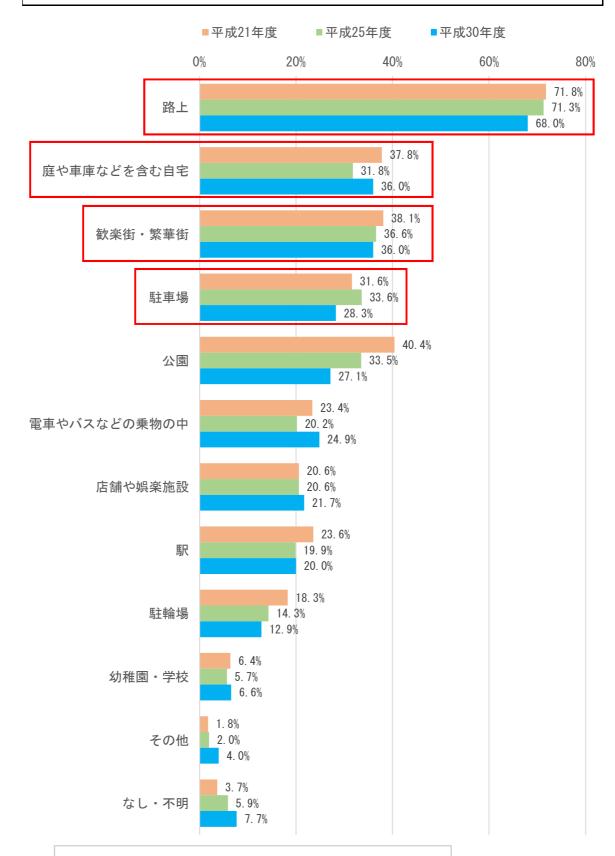
- ⇒ 「インターネット等を利用した犯罪」が大きく増加しているほか、「詐 欺犯罪」や「痴漢」が増加しています。
- ⇒ これら以外の犯罪は減少傾向となっています。



平成 21 年度: N=563 平成 25 年度: N=544 平成 30 年度: N=350

# エ 市民が犯罪の被害に遭うかもしれないと不安に思う場所

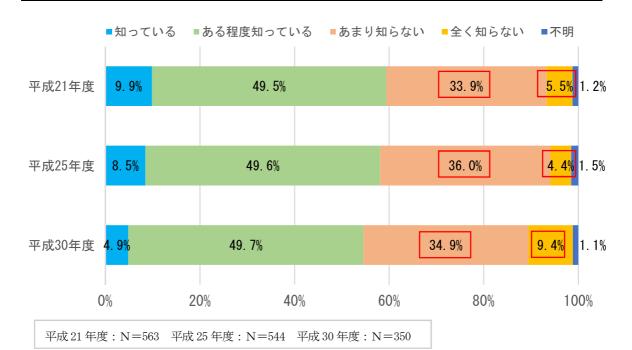
⇒ 「路上」、「庭や車庫などを含む自宅」「歓楽街·繁華街」「駐車場」が上位にあり、傾向は変化していません。



平成 21 年度:N=563 平成 25 年度:N=544 平成 30 年度:N=350

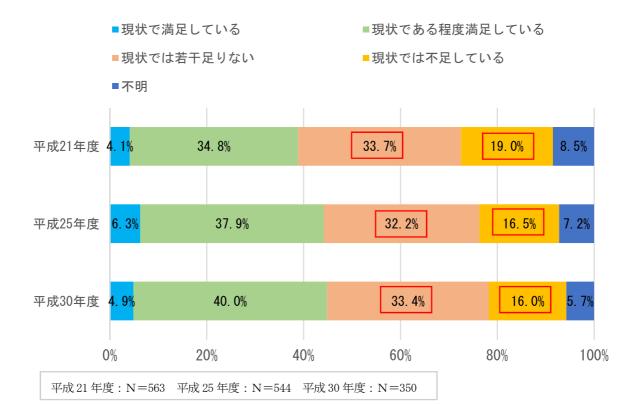
# オ 地域や身の回りで起きている犯罪の認知状況

⇒ 約半数の市民が「あまり知らない」、「全く知らない」という状況になっています。



# カ 地域や身の回りで起きている犯罪に関する情報量

⇒ 約半数の市民が「現状では不足している」、「現状では若干足りない」 という状況になっています。



# キ 簡単にできる防犯対策を日頃どの程度取り組んでいるか

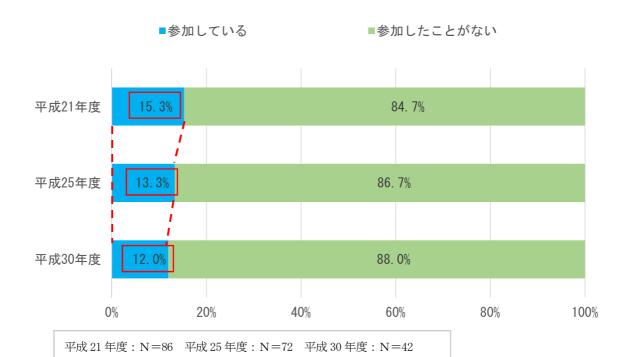
- ⇒ 「欠かさずに取り組んでいる」、「ある程度取り組んでいる」の合計が 増加傾向にあります。
  - ■意識を高く持って、欠かさずに取り組んでいる
  - ■意識をもって、ある程度取り組んでいる
  - ■意識は持っているが、あまり取り組んでいない
  - ■意識していない
  - ■不明



#### 平成 21 年度: N=563 平成 25 年度: N=544 平成 30 年度: N=350

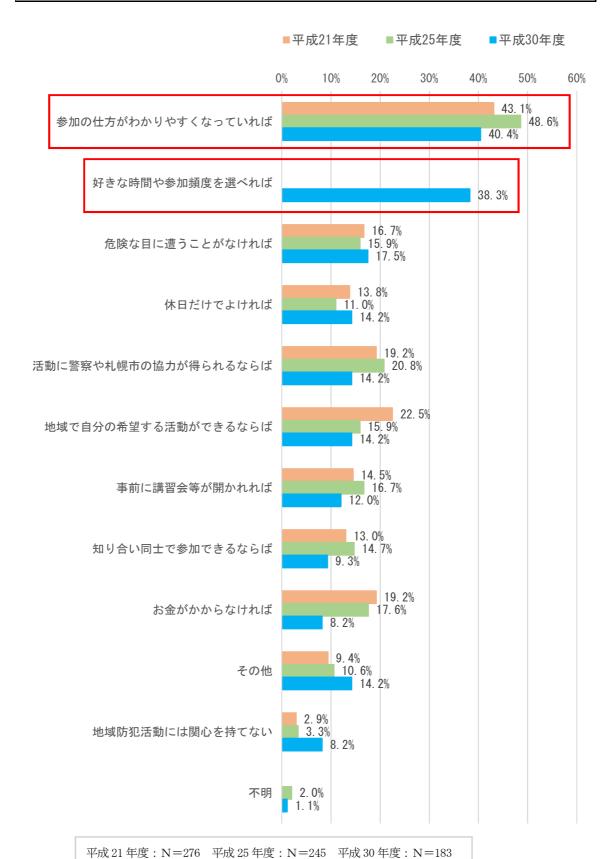
# ク 地域防犯活動に参加している市民の割合

⇒ 平成21年度から減少傾向にあります。



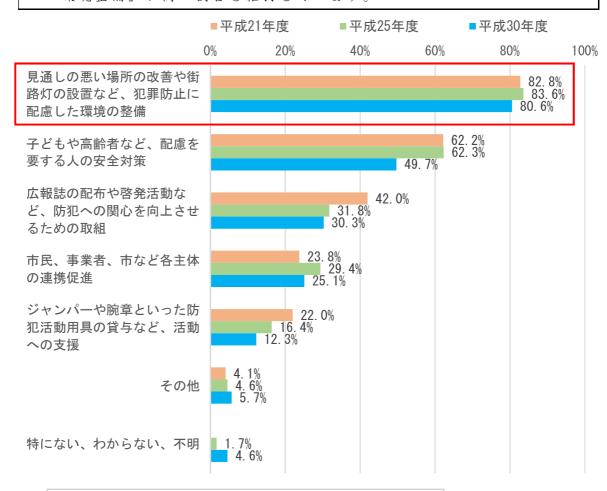
# ケ 地域防犯活動に参加するに当たっての条件

⇒ 「参加の仕方がわかりやすくなっていれば」、「好きな時間や参加頻度 を選べれば」と答えた市民の割合が高くなっています。



# コ 札幌市に期待する施策

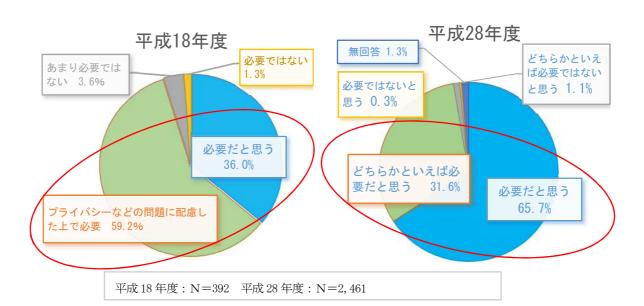
⇒ 「見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など、犯罪防止に配慮した 環境整備」が高い割合を維持しています。



平成 21 年度: N=564 平成 25 年度: N=544 平成 30 年度: N=350

# サ 防犯カメラの必要性

⇒ 多くの市民が防犯カメラは必要だと思っています。



# Column② 防犯カメラとプライバシー

防犯カメラは、現在、店舗をはじめ市内各所に設置され、新聞やテレビなどでは、全国的に防犯カメラに記録された画像が事件解決につながるケースが相次いで報道されており、犯罪の未然防止や解決に役立つとの考えが広がっています。また、札幌市が実施した市民アンケートでも多くの市民の方が防犯カメラの必要性を認める結果 (P20) が出ており、防犯カメラの設置は安全で安心なまちづくりにおける効果的な取組であると認識されています。

一方で、防犯カメラの設置に当たっては、個人のプライバシーへの配慮も 必要になります。

札幌市では、防犯カメラの設置や運用をどのように行えばいいかを示した「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)」を平成20年1月に策定し、防犯カメラを設置する事業者や団体に向けて周知をしているところです。

また、平成30年6月からは、地域防犯活動を担っている町内会・自治会への支援の一環として、町内会・自治会が公共空間に設置する防犯カメラについて、その費用を補助する「安全で安心な公共空間整備促進事業」を開始しています。

防犯カメラを設置した町内会からは「地域住民から安心できるとの声が寄せられている」との感想をいただいていますが、この事業においてもプライバシーへの配慮は重要な要件となっていて、ガイドラインに基づいた管理運用が必要となっています。

防犯カメラの設置による防犯効果と設置したことにより侵害される可能性のあるプライバシーに対する配慮については、どちらかを優先するということではなく、両方のバランスを取りながら、防犯カメラの設置及び運用を行うことが重要となります。

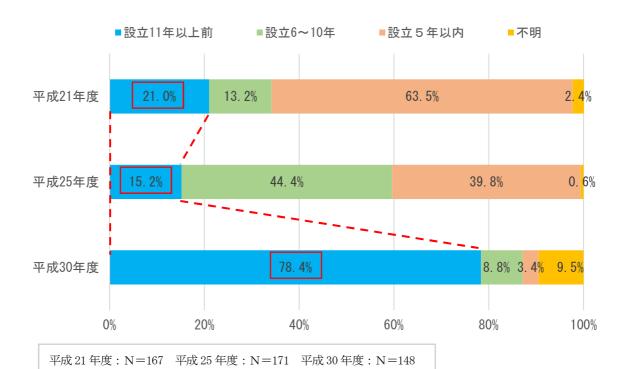




# (2) 地域防犯活動団体のアンケート調査結果

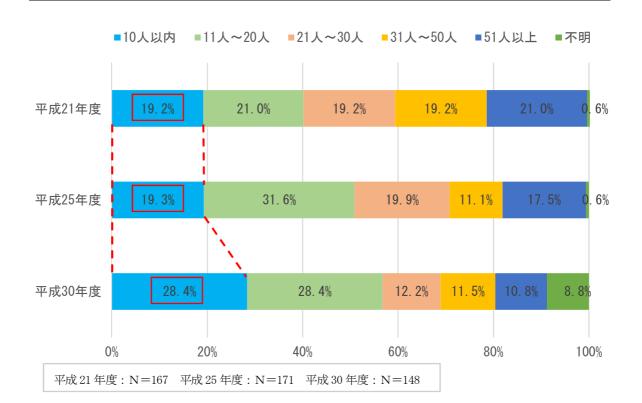
# ア 活動開始時期

⇒ 設立が11年以上前の団体の割合が増加しています。



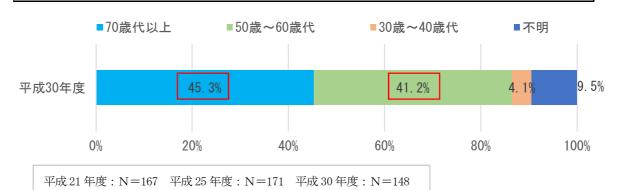
# イ 活動人数

⇒ 10人以内で活動する団体が増加しています。



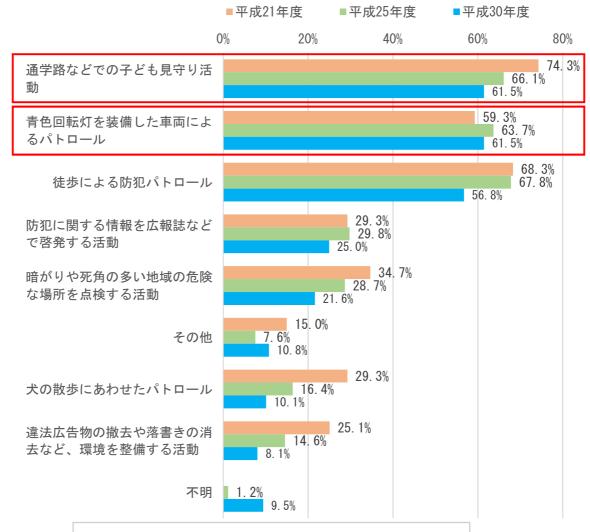
# ウ 参加者の世代

⇒ 参加者の大多数が 50 歳代以上で、そのうちの半数以上が 70 歳代以上 という状況になっています。



# エ 活動の内容

⇒ 「青色回転灯を装備した車両によるパトロール」、「通学路などでの子 ども見守り活動」が最も高い割合となっています。

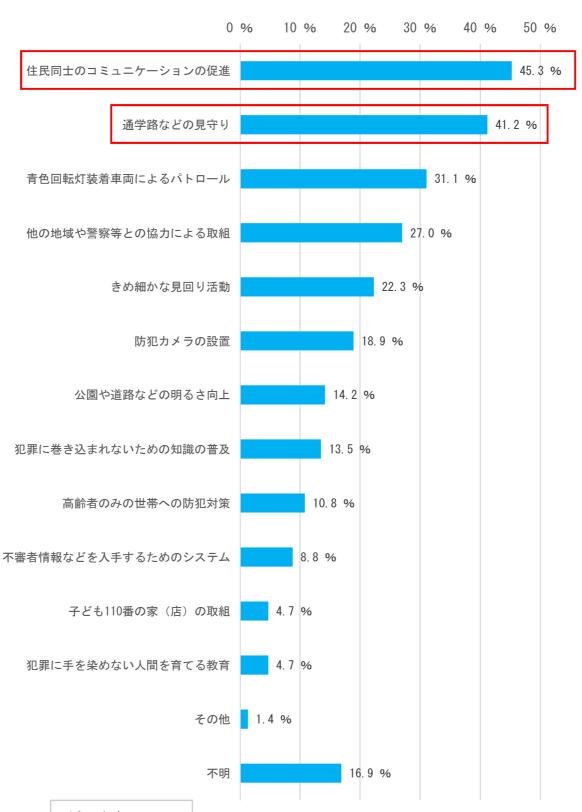


平成 21 年度: N=167 平成 25 年度: N=171 平成 30 年度: N=148

# オ 地域防犯活動を進める上で、重要だと思うこと

⇒ 「住民同士のコミュニケーションの促進」、「通学路などの見守り」が 高い割合となっています。

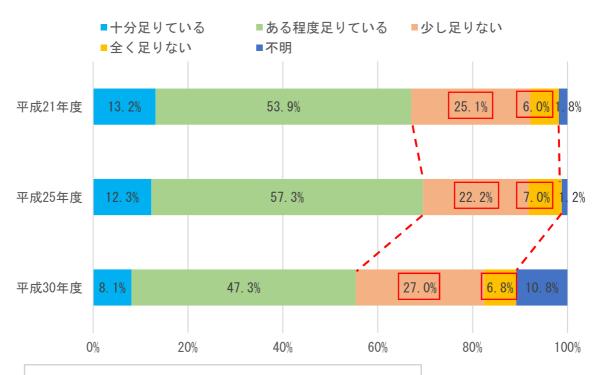
# ■平成30年度



平成 30 年度: N=148

# カ 活動を効果的に継続するための参加者数

⇒ 参加者数が足りないと感じている団体が増加しています。



#### 4 社会情勢

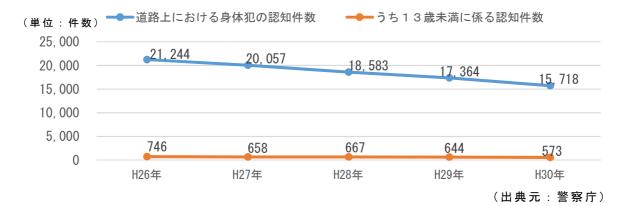
# (1) 子どもの防犯対策の強化

路上における 13 歳未満が被害者となる身体犯<sup>12</sup>の事件は、全国的に、近年ほぼ横ばいで推移しており、被害が発生する時間帯は、平日の 15 時から 18 時までという下校時に集中している傾向にあるため、登下校時の子どもの安全確保の重要性が高まっています。

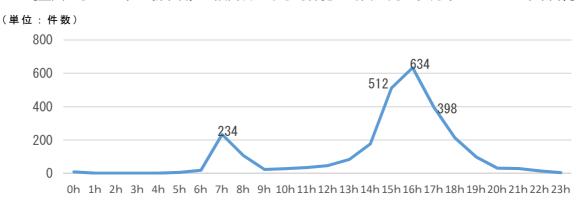
こうしたことから、政府では、「登下校時の子供の安全確保に関する閣僚会議」の開催等を経て、社会全体で子どもの安全を守るための対策として「登下校防犯プラン」を平成30年6月に策定しました。

当該プランでは、従来の見守り活動の担い手不足、子どもの下校・帰宅の在り方の多様化といった課題に対応するため、様々な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り<sup>13</sup>」等の推進に取り組むこととしています。

#### 【全国の道路上における身体犯の刑法犯認知件数】



# 【全国の子ども (13 歳未満) が被害者となる身体犯の時間別発生状況 (H26~H30 年累計)】



(出典元:警察庁)

<sup>12</sup> 身体犯:殺人、暴行、傷害、強制性交等、強制わいせつ、逮捕監禁、略取誘拐を指す

<sup>13</sup> ながら見守り:ウォーキング、ジョギング、買物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際、防犯の 視点を持って見守りを行うもの

#### (2) 特殊詐欺から高齢者を守るための施策の推進

「オレオレ詐欺<sup>14</sup>」をはじめとする特殊詐欺は、全国的に平成 15 年頃からその発生が目立つようになり、平成 26 年には被害総額が過去最高の約 566 億円に上るなど、大きな被害をもたらしています。

これまでにも官民一体となった各種対策が講じられてきましたが、これに対抗した犯行手口の巧妙化・多様化も進んでおり、平成30年の全国の被害総額は364億円に上るなど、依然として被害状況は高水準で推移しています。

全国的にみると特殊詐欺の被害者に占める 65 歳以上の高齢者の割合は約8割となっており、今後ますます高齢者人口が増えていく中で、特殊詐欺による高齢者の被害防止の徹底は、喫緊の課題となっていることを踏まえ、政府では、特殊詐欺から高齢者を守るための総合対策として、「オレオレ詐欺等対策プラン」を令和元年6月に策定し、国民、民間事業者、地方公共団体などの協力を得ながら、施策を推進していくこととしています。

#### 【全国の特殊詐欺の被害額】



<sup>14</sup> オレオレ詐欺:親族等を名乗り、「鞄を置き忘れた。小切手が入っていた。お金が必要だ」などと言って、現金をだまし取る(脅し取る)手口

#### (3) 犯罪被害者等支援施策の充実

平成 16 年 12 月の「犯罪被害者等基本法」の制定から 15 年が経過し、その間、政府では、平成 17 年 12 月に「犯罪被害者等基本計画」が、平成 23 年 3 月に「第 2 次犯罪被害者等基本計画」が、平成 28 年 4 月に「第 3 次犯罪被害者等基本計画」がそれぞれ策定され、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られてきたところです。

地方公共団体においても、「犯罪被害者等基本法」などに基づき、総合的対応窓口の設置など各種施策を実施してきました。その中でも、近年、見舞金の支給など犯罪被害者等の経済的負担や精神的負担の軽減を図るための施策を講じる市町村が着実に増えてきており、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための施策の充実が図られてきています。

#### (4) 外国人旅行者の増加

日本を訪れる外国人旅行者はここ数年増加しており、札幌に宿泊する 外国人旅行者も同様に増加している状況で、平成 26 年度に約 140 万人 だったのが、倍増して平成 30 年度には約 270 万人となっています。

そのため、多くの外国人旅行者が安心して旅行ができるよう、犯罪に 巻き込まれないための対策や巻き込まれた際の対応方法についての十 分な情報発信が必要となってきています。

#### 【札幌市における外国人宿泊数】

(単位:人)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
札幌市における 外国人宿泊数	1, 415, 680	1, 917, 602	2, 093, 732	2, 571, 989	2, 718, 811

(提供元:札幌市経済観光局)

# 5 現状の評価と今後の方向性

第 2 次計画の成果指標及び達成目標の状況については、次のとおりとなっています。

	項目	基準値	目標値	実績値	達成 状況
成果	1 犯罪に遭わないよう常に防犯意 識をもって暮らしている市民の 割合	64.5% (H26)	75% (H30)	52.1%	
指標	2 地域で行われている防犯活動に 参加している市民の割合	13.3% (H26)	25% (H30)	12.0%	
達	基本方針 1 出前講座の開催件数	31 回 (H25)	<b>60 回</b> (H27~H30 毎年度)	70 回 (H27~H30 平均)	0
成目	基本方針 2 地域安全サポーターズ登録件数	283 件 (H25)	1,815 件 (H30)	700 件	0
標	基本方針 3 「札幌市子ども 110番の家」登録軒数	制度創設	20, 000 軒 (H30)	9, 827 軒	

一方で、第 2 次計画の計画期間中の平成 27 年度から平成 30 年度までの間において、刑法犯認知件数の減少(P9)や、市民の体感治安の改善(P14)を確認することができます。また、第 2 次計画の三つの基本方針ごとに次のような状況も確認することができます。

#### 基本方針 1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

「簡単にできる防犯対策に取り組んでいる市民の割合」は、増加傾向にあります。 (P18)

#### 基本方針 2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

地域防犯活動団体の約 80%は 10 年以上活動している団体となっており、多くの団体が継続した活動を行っています。(P22)

#### 基本方針3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

「市民が犯罪に遭うかもしれないと不安に思う場所」のうち、「路上」、「公園」、「歓楽街・繁華街」、「駐輪場」での市民の不安感は減少傾向にあります。(P16)

こうした状況については、第2次計画に基づき実施した各種取組による 一定の成果であると認められますが、これらの成果は緩やかにしか伸びて いません。そのため、第2次計画に基づく取組は、基本的には今後も着実 に実施していく必要があります。

このほか、犯罪情勢、市民意識などを踏まえた現状の評価を行い、そこで確認された課題等に対応するための今後の方向性について、次のとおり第2次計画の基本方針ごとに整理します。

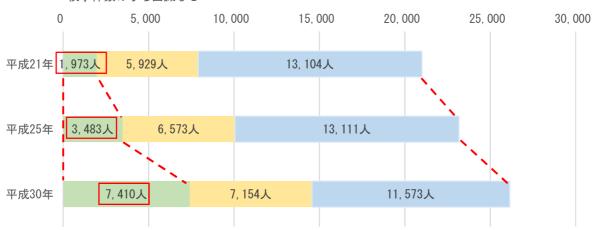
また、「粗暴犯」のうち「暴行」は平成 21 年以降増加傾向 (P10) にあります。

警察庁の統計によると「暴行」による全国の検挙件数のうち、被害者と加害者の関係性が「面識あり」、特に親族間のものが増加していることから、札幌市における「暴行」の認知件数が増加傾向にあるのは、「親族間による暴行」が増えていることが要因として考えられます。

「暴行」のうち、人気のない路上などで面識のない人から急に暴力を振るわれるような「犯罪を誘発する機会」に乗じて遂行されるものについては、本計画に基づく安全で安心なまちづくりにより未然防止を図っていくこととなりますが、親族間による家庭内での「暴行」などについては、第1章の「2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪」(P1)で整理しているとおり、各分野の計画に基づく対策により、未然防止や被害拡大の防止を図っていくこととなります。

#### 【暴行:全国の被害者と加害者の関係別検挙件数】

- ■検挙件数のうち面識あり (親族)
- ■検挙件数のうち面識あり (親族以外)
- ■検挙件数のうち面識なし



(出典元:警察庁)

ア 第 2 次計画では、「犯罪に合わないように常に防犯意識を持って暮らしている市民の割合」を平成 26 年度の 64.5% から平成 30 年度までに 75.0% に上げるという成果指標を設定していましたが、 結果は 52.1% と目標値に及びませんでした。 さらに「どちらかといえば意識している」市民の割合を加えても平成 26 年度と比べて減少 (P14) しており、防犯意識を高めるための情報発信が不足しているという課題が顕在化しています。

また、「地域や自分の身近なところでどのような犯罪が起きているか知らない市民の割合 (P17)」、「地域や自分の身近なところで起きている犯罪に関する情報量が不足していると感じる市民の割合 (P17)」は、それぞれ約 50%となっており、地域で発生した犯罪や頻発している犯罪などに関する情報は、防犯に対する意識の向上や、犯罪による被害を効果的に防止していくために必要なものであることから、こうした情報を広く市民が得られるようにしていく必要があります。

- イ 「自転車盗」、「侵入盗」、「車上ねらい」は、着実に減少していますが、刑法犯全体の約30%、窃盗犯全体の約50%を占めている(P10)ことから、防犯意識の高揚を図るための広報啓発や効果的な対策に関する情報提供を実施していく必要があります。
- ウ 「インターネット等を利用した犯罪」、「振込詐欺等」、「痴漢」については、「日常生活において被害に遭うかもしれないと不安に思う市民の割合」が大幅に上昇して (P15) おり、効果的な対策に関する情報提供を実施していく必要があります。
- 工 「風俗犯」のうち「公然わいせつ・頒布等」については、平成 21 年から平成 25 年まで増加を続け、それ以降はほぼ横ばいで推移している (P10) ことから、事実上の被害者として考えられる女性に対して、広報啓発や効果的な対策に関する情報提供を実施していく必要があります。

ア 第 2 次計画では、「地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合」を平成 25 年度の 13.3% から平成 30 年度までに 25.0%に上げるという成果指標を設定していましたが、結果は 12.0%と目標値に及ばなかった (P17) ほか、地域防犯活動団体を取り巻く現状として、活動を新たに開始する団体が減少していること (P22)、少人数で活動する団体や活動を効果的に継続するに当たって活動人数が不足していると感じている団体が増加していること (P22、P25) が確認されており、子どもの見守りなど、地域の安全を守るための活動の担い手が不足しているという課題が顕在化しています。

地域の防犯活動に参加したことがない人にどのような条件が整えば活動に参加しようと思うか意識調査をしたところ、「参加の仕方がわかりやすくなっていれば」、「好きな時間や参加頻度を選べれば」と答えた人がそれぞれ約 40%いたという状況 (P19) であることを踏まえると、地域の安全を守るための活動の担い手が不足しているという課題の解消に向けては、日常生活の中で気軽に無理のない範囲で誰にでもできる地域防犯活動があるということを多くの人に知ってもらえるよう広報啓発を行うとともに、実際に取組を行ってもらえるような支援をしていく必要があります。

- イ 地域防犯活動団体の約80%は10年以上活動している団体(P22)であり、地道に取組を継続してきていることが確認できますが、上記(ア)のとおり活動の担い手が不足しているという課題を抱えていることも確認されているため、今後も取組を継続していくことができるように活動への支援を引き続き行っていく必要があります。
- ウ 地域安全サポーターズ事業により、地域の安全を守るための活動を 社会貢献活動の一環として実施する事業者が増えている状況にある ことから、こうした機運の高まりをより発展させていくような支援を 行っていく必要があります。
- エ 多くの犯罪被害者等は、犯罪によって身体に直接的な被害を受ける にとどまらず、自分自身や家族が犯罪の対象にされたことによって精 神的被害も受けてしまいます。また、犯罪により、生命を奪われ、家 族を失うといった被害に加え、収入の途絶や高額な医療費の負担など により経済的に困窮することも少なくありません。

国や地方公共団体においては、犯罪被害者等に対する支援の充実が 着実に図られてきており、これは、犯罪被害者等基本法が制定されて からの 15 年間で、上記のような犯罪被害者等が直面する様々な困難 に対する理解が深まり、被害を受けたときから再び平穏な生活を営む ことができるようになるまでの間、途切れることのない支援を犯罪被 害者等が受けられるようにすることの必要性や重要性が社会一般に 徐々にではありますが、確実に浸透してきていることの証左であると 考えられます。

社会に生きる誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場に あることを鑑みると、札幌市においても犯罪被害者等が置かれる経済 的困窮や精神的被害に対する支援を行っていく必要があります。

# (3) 基本方針3(犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める)

- ア 約80%の市民が、安全に安心して暮らせるまちを実現するために、「見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など、犯罪防止に配慮した環境の整備」を札幌市に期待していることのほか (P20)、過去から比べ減少傾向にはあるものの、約70%の市民が路上で犯罪に遭うかもしれないと不安に思っていること (P16) などから、個人の安全対策や地域の安全を守るための活動と併せて、犯罪の防止に配慮した環境の整備を引き続き進めていく必要があります。
- イ 防犯カメラについては、大多数の市民が必要であると感じていることからも (P20)、犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つという考えが定着していると捉えることができるため、平成 30 年度に創設した町内会等が地域の公共空間に設置する防犯カメラへの補助制度により、犯罪の防止に配慮した環境の整備を引き続き促進していく必要があります。
- ウ 「札幌市子ども 110 番の家支援事業」については、登録軒数を平成 30 年度までに 20.000 軒にするという目標を達成できませんでした。

これは、当初から「子ども 110 番の家」を実施していた町内会や学校などの新たに開始する地域防犯活動団体への周知・啓発が必ずしも十分だったとはいえず、新規登録者の掘り起こしができなかったことが挙げられます。

子ども 110 番の家の取組は、子ども自身の防犯意識の向上や、地域の安全を守るための活動の裾野の拡大に資するものであり、安全で安心なまちづくりを推進していく上で非常に効果的なものであることから、広報啓発をより一層行った上で登録軒数を増やすだけでなく、この取組がより実効性のあるものとなるようにしていく必要があります。

エ 札幌市に宿泊した外国人旅行者は、近年大幅に増加しており、平成 30年度には約270万人となっています。その人数の規模に鑑みると、 札幌市を訪れた外国人旅行者が札幌市内で犯罪の被害に遭わないよ う注意を喚起するための啓発及び不幸にして被害に遭ってしまった 時の対処方法に関する情報提供を行っていく必要があります。

# Column③ 子どもを見守る環境

札幌市では、子どもを見守る環境づくりの一環として、下記の事業を実施しています。

市民の皆様、事業者の皆様、是非ご登録ください。

なお、「子ども 110 番の家」と「子ども 110 番の店」については、内容に重複する部分があることから、本計画期間中に市民と事業者との協力・連携を更に進めるための支援制度の見直しを行います。

取組名	子ども 110 番の家	子ども 110 番の店	青少年を見守る店		
事業名	札幌市子ども 110 番の家 支援事業	札 幌 市 地 域 安 全 サ ポ ー ターズ	青 少 年 を 見 守 る 店 登 録 促進活動		
目的	子 ど も の 犯 罪 被 害 抑 止 と見守り活動の充実	子 ど も の 犯 罪 被 害 抑 止 と見守り活動の充実	青少年の健全育成のため の地域と商店等との連携		
事業内容	子どもが不審者又は犯人か	らの避難場所となること	・成人向け図書、DVD 等 の分離陳列、販売・貸 出の禁止 ・酒類、たばこの販売禁 止 ・来店した子どもへの声 掛け等		
実施者	学校、PTA、町内会等	事業者	上記物品販売店、遊技場等		
登録数	10,302 か所 (R1.10 月末時点)	1,801 店舗 (R1.10 月末時点)	5,985 店舗 (H31.1 月末時点)		
ステッカー	こども SOS **R###と6110章の* SAPP_RO	子ども110番の店	この店は 青少年を見守る店です		
登 録 連絡先	市民文化局 地域振興部 区政課 Tel 011-211-2252		子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推進課 ℡011-211-2942		

# 1 計画体系

第3次計画は、第2次計画と同様に「基本目標」を設定し、それを実現するために行っていく取組の大きな方向性として「基本方針」を、「基本方針」の下位にこれを具体化するものとして「基本施策」を定めます。また、犯罪情勢や市民意識などを踏まえて、安全で安心なまちづくりの中で特に重点的に取り組むべき「重点テーマ」を設定します。

### 【基本目標】犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

#### <基本方針 1>自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

(基本施策1)個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供

(基本施策2)子どもに関する防犯力の向上 (重点テーマ)

(基本施策3) 女性の防犯力向上

(基本施策4) 高齢者等の防犯力向上

# <基本方針2>みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

(基本施策1)地域における防犯活動の促進

(基本施策2)協働による連携体制の充実

(基本施策3)地域と一体となった子どもの見守り (重点テーマ)

(基本施策4) 女性の犯罪被害防止の取組の推進

(基本施策5) 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進

#### <基本方針3>犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

(基本施策1) 市民自らが行う環境整備の促進

(基本施策2)犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等

(基本施策3)子ども等の安全に配慮した環境整備 (重点テーマ)

(基本施策4) 歓楽街等を対象とした環境改善

(基本施策5)暴力団等の排除

#### <基本方針4>犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する(新設)

(基本施策1) 犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発

(基本施策2)総合的対応窓口等における対応

(基本施策3) 犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減

(基本施策4) 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援

#### (1) 基本目標

# 【基本目標】犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

第2次計画で設定していた「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」という基本目標は、「安全に安心して暮らせるまちの実現」という安全・安心条例の制定目的及び安全で安心なまちづくりを推進する意義から導き出される根本的かつ不変的なものであることから、第3次計画においてもこれを基本目標として設定します。

#### 〇安全・安心条例 (抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、~(略)~ 安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

# (2) 基本方針

# ア 安全で安心なまちづくり(基本方針1から3)

# 【基本方針1】 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

【基本方針2】みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

#### 【基本方針3】 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

「安全で安心なまちづくり」を「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」と定義する安全・安心条例第2条の規定において、当該取組には、ソフト面の取組である「犯罪を防止するための活動」及びハード面の取組である「犯罪の防止に配慮した環境の整備」があるということが例示されています。

また、安全で安心なまちづくりに関する市民の役割を定める同条例 第4条の規定において、市民は、「自らの安全確保」と「相互に協力 して地域における安全で安心なまちづくり」を行うよう努めるものと されていることから、安全で安心なまちづくりには、「自らの安全」 と「地域の安全」を守るという二つの観点があるということが確認で きます。

こうしたことから、安全で安心なまちづくりは、下図のとおり「ソ

フト面の自らの安全確保」、「ソフト面の相互に協力して地域における 安全で安心なまちづくり」、「ハード面の自らの安全確保」、「ハード面 の相互に協力して地域における安全で安心なまちづくり」の4区分に 分類されることとなります。

第3次計画においても、安全で安心なまちづくりを効果的かつ効率的に推進していくためには、第2次計画と同様に整理することが、安全で安心なまちづくりの性質上、最も合理的であると考えられることから、これを維持することとします。

#### 〇安全・安心条例 (抜粋)

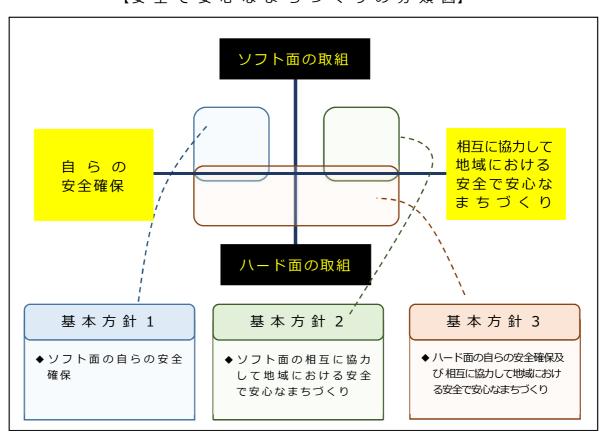
(定義)

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

(市民の役割)

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努めるものとする。

# 【安全で安心なまちづくりの分類図】



# イ 犯罪被害者等への支援(基本方針4の新設)

#### 【基本方針4】 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する

犯罪被害者等基本法が制定されてからの 15 年間で、犯罪被害者等が犯罪行為により被る経済的な困窮や精神的被害に対する理解が深まり、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることのない支援を犯罪被害者等が受けられるようにすることの必要性や重要性が確実に浸透してきています。

こうしたことに加え、誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあることを鑑みると、札幌市においても犯罪被害者等が置かれる精神的被害や経済的困窮に対する支援を行い、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出す必要があります。

これらを踏まえ、「犯罪被害者等支援」については、第2次計画では基本方針2の中の一つの施策として位置づけられていたところ、第 3次計画では「安全で安心なまちづくり」に関する基本方針1から3 と並ぶ4つ目の基本方針として新たに位置づけることとします。

#### (3) 基本施策

基本施策は、基本的に安全・安心条例に基づいて展開しますが、社会情勢や市民意識なども踏まえ、個別に対応が必要なものについて施策として位置づけていきます。

#### ア 安全・安心条例に規定される市の施策

安全・安心条例では、第8条から第12条までの規定において市が 実施する施策を定めています。これらの規定は、基本計画において市 が実施する施策となることから、「基本方針」との関連を踏まえて、 これらの規定により市が実施することとなる施策を第3次計画の「基 本施策」として位置づけます。

このうち、新たな基本方針4は、第12条「犯罪被害者等への支援」に基づいて「基本施策」を定めることとします。

特に「その他の必要な支援」については、近年の社会情勢や他都市の状況を踏まえ、犯罪被害者等への「経済的な支援」と「精神的被害回復に向けた支援」を新たに「基本施策」として位置づけます。

#### 〇安全・安心条例 (抜粋)

(広報及び啓発)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、 広報及び啓発を行うものとする。

(市民の取組への支援)

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報 の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(公共施設の整備等)

第 10 条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう 努めるものとする。

(連携体制の整備)

第 11 条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進する ため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第 12 条 市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等 基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広 報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

# イ 子ども、女性、高齢者の安全確保

安全で安心なまちづくりを推進していくに当たり、より配慮を要する子ども、女性、高齢者の安全を確保していくための取組については、安全・安心条例の規定に基づく「基本施策」に包含されるものとなりますが、第2次計画に引き続き、犯罪情勢や市民意識などを踏まえ、当該取組の必要性をより明確にするために「基本施策」として位置づけます。

#### ウ その他

都心部における市民の安全で安心な生活環境の確保を目的として制定された「公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例(平成17年条例第41号)」、社会全体で暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保を目的として制定された「暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)」に基づく取組については、犯罪の防止に配慮した環境の整備に資するものとなることから、それぞれ基本方針3における「基本施策」として位置づけます。

#### 【基本施策の位置づけ】

# + + + + + + + + + + + + + + + + + + +		基本方針					
	基本施策の基礎となる事項	1	2	3	4		
	第8条(広報及び啓発)	# * * * * ·	# <b>.</b> + + / / / .	+++++			
ア安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第9条(市民の取組への支援)	基 年 旭 束 Ⅰ	基本施策 1	基本			
安全・安心条例	第 10 条 (公共施設の整備等)			基本施策 2			
条 例	第 11 条(連携体制の整備)		基本施策 2				
	第 12 条(犯罪被害者等への支援)				基本施策 1 ~ 4		
イ 者 子 の ど	子ども	基本施策 2	基本施策 3				
の安全確保	女 性	基本施策 3	基本施策 4	基本施策3			
高齢	高一音數字		基本施策 5				
ウそ	公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等 に係る勧誘行為等の防止に関する条例			基本施策 4			
他	暴力団の排除の推進に関する条例			基本施策 5			

# (4) 重点テーマ

心身ともに成長・発達の過程にある子どもについては、大人に比べ、 自分自身で犯罪による被害を回避することは容易ではなく、また、子ど もが犯罪被害に遭うことは、その後の成長・発達に重大な影響を及ぼす 恐れがあります。

16 歳未満の子どもが被害者となる刑法犯認知件数は近年減少傾向 (P11)となっていますが、市内小・中学生を狙った不審者等に係る事案 (声かけ・つきまとい等)の件数は横ばいで推移 (P11)していることから、必ずしも子どもが安全に安心して過ごすことができる環境が確保されていると楽観はできない状況であると考えられます。

そのため、市民及び市は、子どもが自らの安全を確保できるよう防犯 意識を高めるための啓発や、子どもが犯罪被害に遭うことなく安心して 日々の生活を送ることができる環境を整えることが必要となります。

こうした中、地域における防犯活動では、「通学路などでの子どもの見守り」が最も多く行われている活動 (P23) であり、また、地域防犯活動団体が活動を進める上で重要だと思うこととして、「通学路などの見守り」が「住民同士のコミュニケーションの促進」に次いで高い割合(P24)にあることから、市民の子どもの安全に対する意識の高さを確認することができます。

子どもの犯罪に対する特性や犯罪情勢、それに伴う未然防止対策の必要性、市民の意識を総合的に勘案すると、本計画では、「子どもの安全」を安全で安心なまちづくりの中でも特に重点的に推進していく必要があると判断し、これを重点テーマとして設定することとします。

また、基本方針 1 から 3 にそれぞれ「子どもの安全」に関する重点取組を併せて設定します。

#### 2 基本施策ごとの主な取組

基本目標を達成するために、第2章において整理した課題等を踏まえて、 4つの基本方針に基づく18の基本施策を展開します。

#### (1) 基本方針 1 (自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める)

# ア 基本施策 1 (個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供)

# ≪主な取組≫

# ① 市民に対する啓発活動の実施【レベルアップ】

市民の防犯意識を高めるため、国が定める「安全・安心なまちづくりの日<sup>15</sup>」などに併せて、パネル展や街頭啓発活動などの取組を実施します。また、被害件数の多い「自転車盗」や「侵入盗」、「車上ねらい」などの身近な犯罪に対する防犯力を高めるべく、防犯登録、ツーロックの徹底やセンサーライト等の各種防犯機器の活用促進を図る広報啓発を新たに行います。

# ② 防犯に関する出前講座の実施【レベルアップ】

犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する理解の増進を図るため、これまでの子ども、女性の防犯や特殊詐欺被害防止などに関する出前講座に加え、新たにインターネットや SNS<sup>16</sup>を利用した犯罪の被害防止に関する講座を新設します。

# ③ 地域単位での犯罪情報等の共有【レベルアップ】

地域住民が集まり地域安全マップ<sup>17</sup>を作成する機会を設け、防 犯対策に関する意見交換が活発に行われるよう、警察や関係機関 と連携して、区役所やまちづくりセンターを通じた地域単位での 犯罪情報などの提供を行い、住民との共有を図ります。

なお、ひったくりや車上ねらいといった身近な犯罪の発生情報を公開している北海道警察の「犯罪発生マップ<sup>18</sup>」の周知啓発を新たに進めるなど、更なる犯罪情報の発信を行います。

<sup>15</sup> 安全・安心なまちづくりの日:平成 17 年に開催された犯罪対策閣僚会議において、犯罪に強い社会実現のため、安全・安心なまちづくりを推進する機運を全国的に波及・向上させ、国民の意識と理解を深めることを目的にして、毎年 10 月 11 日を「安全・安心なまちづくりの日」と定めた

<sup>16</sup> SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス): インターネット上でのメッセージのやりとりなどを通じて、人と人との交流を広げていくサービス

<sup>17</sup> 地域安全マップ:犯罪が起こりやすい「入りやすい場所」と「見えにくい場所」を記した地図

<sup>18</sup> 犯罪発生マップ:身近な犯罪(侵入強盗・窃盗や車上ねらいなど7罪種)の発生状況について、北海道警察が提供するマップ

# ④ 防犯に関する情報発信【レベルアップ】

市民が自らの防犯に役立てられるような犯罪情勢や時期に応じて増加する犯罪を対して増加する犯罪を対して関する知識を各種がある。またの声が犯に関するとでもして情報とします。またなの声が担けるのが発信する北海道警察の道を発信するいる。SNSである「Twitter<sup>20</sup>」、とは、が発信している。「Twitter<sup>20</sup>」、といる、「Yahoo!防災速報<sup>22</sup>」を周知する取組を新たに行います。



# イ 基本施策2 (子どもに関する防犯力の向上)

#### ≪主な取組≫

① 防犯教室や防犯訓練の実施

# i 主に就学前の子や小学生向け【重点取組】【レベルアップ】

従来の防犯力を向上させるための防犯 教室のほか、新たに、北海道警察などの公 的機関や民間団体などと連携し、駆け込み 訓練などの「子ども110番の家」を活用し た防犯関連講座の実施を推進します。

#### ii 主に中学生・高校生向け

北海道警察などと連携した自転車盗難 やインターネットの利用に伴う犯罪など、 生徒向けの犯罪被害防止やモラルの向上 を目的とした防犯教室を開催します。



<sup>19</sup> ほくとくん防犯メール:北海道警察が、犯罪から身を守るために必要な「子供被害情報」、「犯罪発生・防犯対策情報」などをメールで配信するサービス

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> Twitter:個々のユーザーが「ツイート」と呼ばれる 140 文字以内の「メッセージ」を投稿し、そのユーザーをフォローしているユーザーが閲覧できるサービス

<sup>21</sup> アプリケーション:作業の目的に応じて使うソフトウェア。「アプリ」と略す呼び方が一般的になっている。スマートフォンやタブレットではコミュニケーション、動画・音楽視聴、地図・ナビゲーション、ゲーム用のアプリなどが代表的

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> Yahoo!防災速報:防災関連情報や防犯情報などを提供するアプリケーションであり、北海道警察からの防 犯情報も提供しているもの

#### iii 保護者向け【新規】

保護者や教職員などが防犯に対する関心を高め、子どもの防犯力を育成できるようにするため、保護者などを対象とした出前講座を新設します。

# ② インターネットトラブル対策ハンドブックの作成【新規】

近年、スマートフォン<sup>23</sup>やタブレット型端末<sup>24</sup>の普及により、子どものインターネットトラブルが増加してきていることから、新たにインターネットトラブル対策ハンドブックを作成し、配布します。

# ③ 地域安全マップづくりの推進

子どもが犯罪被害に遭う危険性を低くするため、子ども自身の 危険予測能力や危機回避能力の向上に役立つ地域安全マップづ くりの取組を推進します。

# ウ 基本施策3 (女性の防犯力向上)

# ≪主な取組≫

### ① 女性に対する広報啓発の実施

女性が対象となりやすい公然わいせつ、 痴漢などの性犯罪や DV、ストーカーなど の被害から身を守るための対処法をまと めた「女性の防犯ハンドブック」を配布し ます。



# ② 犯罪防止教育等の実施

若年層の防犯意識を高めるため、高校・大学などに出向いて、 犯罪に遭わないための防犯教室を開催します。

# ③ デート DV<sup>25</sup>防止講座による暴力被害の未然防止の推進

交際相手などからの暴力行為の未然防止を目的として講座を 実施し、若年層を対象とした学習機会を設けます。

<sup>23</sup> スマートフォン:一般的な携帯電話にパソコンや携帯情報機器としての機能が追加されたもの

<sup>24</sup> タブレット型端末:パソコンのようなキーボードからではなく、液晶画面にタッチすることで操作する端末機器で、携帯電話(スマートフォン)よりも大型のもの

 $<sup>^{25}</sup>$  デート DV:高校生や大学生などの交際関係で起こる、若者の間で起こる DV

# エ 基本施策4 (高齢者等の防犯力向上)

#### ≪主な取組≫

# ① 特殊詐欺被害防止のための啓発の実施【レベルアップ】

特殊詐欺や消費者被害に関する情報を、高齢者等が適切に得ることができるよう、様々な提供手段を用い注意喚起を行います。 また、現在実施している特殊詐欺の出前講座について、より実 践的な体験が出来るように講座内容を充実させます。

# ② 犯罪被害予防のための啓発の実施

高齢者等が自らの安全を確保することができるよう、高齢者団体向け講座について、高齢者にわかりやすい方法で空き巣対策などの犯罪対策や防犯意識向上に向けた啓発を行います。

# ア 基本施策1 (地域における防犯活動の促進)

#### ≪主な取組≫

#### ① 「ながら防犯」を促進するための啓発・支援【新規】

ランニング、散歩、花の水やり、通勤、買い物など、普段の生活の中で、気軽に無理のない範囲で防犯の視点をもって地域を見守り、犯罪を未然に防ぐ「ながら防犯」の取組を進めていただけるよう啓発や必要な用品の支援をします。

なお、平成 30 年 6 月に政府が策定した「登下校防犯プラン」 においても子どもへの見守りとして「ながら防犯」の推進が掲げ られており、この取組を推進していきます。

#### ② 防犯セミナーの開催【新規】

地域の課題解決に向けたアイデアなど、地域防犯活動を実践的に推進していくことにつながる地域防犯活動団体向けの防犯セミナーを新たに開催し、効果的な取組を行う地域防犯活動団体の取組等を紹介します。

#### ③ 地域防犯活動団体への財政的・物的支援

地域防犯活動団体を支援するため、「市民まちづくり活動促進基金<sup>26</sup>(さぽーとほっと基金)」などによる財政的支援や、活動に必要とされるジャンパー・腕章などの物的支援を行います。

#### ④ 地域安全サポーターズの取組の推進

防犯に関心の高い事業者が、地域への社会 貢献活動としての地域防犯活動に参加しや すくするため、地域安全サポーターズの登 録を推進します。





<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 市民まちづくり活動促進基金:市民からの寄附をもとに、基金登録団体である町内会、ボランティア団体、NPO などが行うまちづくり活動に対して財政的な支援を行う基金

# ⑤ 地域の交流・連携による防犯力向上支援

区役所やまちづくりセンターが、町内会や地域防犯活動団体、 学校やPTA などの様々な団体の交流・連携を促進し、防犯力の向 上への支援をするため、防犯上の課題などについて検討・意見交 換を行う場を設けます。

# ⑥ 顕彰制度の実施

地域防犯活動に取組む市民や団体、事業者の社会的評価を高め、活動の活発化を図るため、地域防犯に著しい貢献を果たした市民などを表彰します。

# イ 基本施策2(協働による連携体制の充実)

#### ≪主な取組≫

① 「安全・安心どさんこ運動27」の普及促進

犯罪の防止のために必要な取組を進めるため、北海道や北海道警察、道内市町村などからなる北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議が展開する「安全・安心どさんこ運動」の普及促進を積極的に進めます。

② 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会の開催

市民、事業者、市の三者が連携協力した取組を進めるため、犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会を毎年度開催します。

- 49 -

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 安全・安心どさんこ運動:人や地域や社会の絆によって、住みよい地域づくりのための様々な活動を促し、社会に広める道民運動

# ウ 基本施策3 (地域と一体となった子どもの見守り)

#### ≪主な取組≫

# ① (再掲)「ながら防犯」を促進するための啓発・支援【重点取組】【新規】

ランニング、散歩、花の水やり、通勤、買い物など、普段の生活の中で、気軽に無理のない範囲で防犯の視点をもって地域を見守り、犯罪を未然に防ぐ「ながら防犯」の取組を進めていただけるよう啓発や必要な用品の支援をします。

なお、平成 30 年 6 月に政府が策定した「登下校防犯プラン」 においても子どもへの見守りとして「ながら防犯」の推進が掲げ られており、この取組を推進していきます。

# ② 子ども 110番の家・店に取り組む地域への支援【レベルアップ】

子どもが不審者などに遭遇した場合に助けを求めることができるよう、市民や事業者による「子ども110番の家」や「子ども110番の店」の設置を支援し、通学路などにおける子どもの見守り活動を促進します。

また、緊急時に子どもたちがこれらを利用しやすくなるよう「子ども 110 番の家」や「子ども 110 番の店」を地域で取り組んでいる市民と事業者が、協力・連携して子どもを見守ることができるよう支援制度の見直しを行います。

#### ③ スクールガードの配置

子どもの通学路における安全を図るため、スクールガード及び スクールガードリーダーを配置します。

#### ④ 「青少年を見守る店<sup>28</sup>」への登録推進活動の実施

子どもを有害環境から守り、 健全育成を推進するため、「青少年を見守る店」への登録推進活動を行います。



#### ⑤ 児童虐待への対応

児童相談所や各区家庭児童相談室、小中学校や保育所、幼稚園などの子どもに関係する機関が連携を図り、児童虐待の早期発見・対応に努め、子どもや家庭への指導・援助を進めます。

<sup>28</sup> 青少年を見守る店:子どもに温かい気持ちとことばで接するとともに、酒類やタバコ、成人向けの図書等の犯罪を行わないなど、青少年の健全育成に協力するお店

#### エ 基本施策4 (女性の犯罪被害防止の取組の推進)

# ≪主な取組≫

① 女性の犯罪被害防止に向けた連携【レベルアップ】

女性の生活、自立、就労等、女性との関わりの多い女性支援団体などと連携し、「女性の防犯ハンドブック」を配布するなどして女性の犯罪被害防止に取り組みます。

② DV 対応機関との連携

犯罪抑止の観点からも、DV被害に的確に対応するため、相談、支援等を行う関係機関と連携を強化し、DV被害の重大化防止を図ります。

# オ 基本施策5 (高齢者等が安心して暮らせる取組の推進)

#### ≪主な取組≫

① 高齢者等が安心して暮らせる地域づくりの推進

高齢者に接する機会の多い民生委員<sup>29</sup>や介護支援専門員<sup>30</sup>、老人クラブ<sup>31</sup>、町内会などの地域団体に対して、特殊詐欺や消費者被害などの防犯に関する情報を提供し、家庭訪問などの見守りの中で、犯罪などの未然防止や被害の早期発見に努めます。

② 地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動の推進

地域安全サポーターズの登録事業者のうち、地域の高齢者宅を 日常的に訪問する事業者が、犯罪の未然防止の観点からの見守り や被害防止に向けた活動を行っているため、この取組を継続して 推進します。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 民生委員:地域住民の立場に立って、福祉に関する相談や支援、福祉サービスの情報の提供などを行い、 それぞれの担当地域において、地域福祉推進の担い手として活動するもの

<sup>30</sup> 介護支援専門員:介護・支援を必要とする者からの相談を受け、適切な介護サービスを利用できるよう、 市町村・介護保険施設等との連絡調整等を行うなど、要介護者等が自立した日常生活を営むために必要な援助を行うもの

<sup>31</sup> 老人クラブ:「健康・友愛・奉仕」活動を基本として、仲間と共に健康づくりや趣味・文化・教養などの、 生活を豊かにする活動を行う集まり

# (3) 基本方針3 (犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める)

# ア 基本施策1(市民自らが行う環境整備の促進)

#### ≪主な取組≫

① 地域の環境美化に対する支援

清掃や花壇の整備などの環境美化は、地域における防犯力の向上に寄与することから環境美化を支援します。

② 町内会が設置する防犯カメラに対する補助

防犯カメラは、犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つことから、町内会が通学路など地域の公共空間に設置する防犯カメラについて、その設置に係る経費を補助する制度を実施します。

③ 防犯カメラの適正な設置運用の促進

事業者等による防犯カメラの設置運用の適正化を図るため、「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン<sup>32</sup>」の普及に努めます。

④ 不適正管理空き家に関する相談体制の整備

犯罪抑止の観点からも不適正管理空き家についての相談を受けるとともに、関係部局などとの連携を図りながら、所有者に対し適切な維持管理を求めます。

# イ 基本施策2(犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等)

#### ≪主な取組≫

① 道路や公園等の安全性の確保

道路や公園、駐輪場などの公共空間の安全性を高めるため、街路灯の更新や周囲からの見通し確保など防犯の観点に配慮した公園や駐輪場の整備を進めます。

② 良好な公共空間の維持

割れ窓理論に基づき、公共空間における犯罪を誘発する機会を減少させるため、道路や公園、駐輪場などでのゴミのポイ捨てや放置自転車などの防止を図ります。

<sup>32</sup> 札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン:防犯カメラの設置・運用に関し、プライバシーの保護や市民の不安感解消を図るため、事業者等が配慮すべき事項を定め、その適正化の促進を目的とした指針(平成20年1月策定)

#### ③ 地下鉄駅及び車内における巡回警備

犯罪抑止の観点からも地下鉄駅構内及び車内の風紀及び秩序を守るため、巡回警備などにより、安全で安心な空間の保持に努めます。

# ウ 基本施策3 (子ども等の安全に配慮した環境整備)

#### ≪主な取組≫

① (再掲)町内会が設置する防犯カメラに対する補助【重点取組】 防犯カメラは、犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つこと から、町内会が通学路など地域の公共空間に設置する防犯カメラ について、設置に係る経費を補助する制度を実施します。

# ② 安全な学校施設等の整備

学校施設などの整備に当たっては、不審者の侵入対策など防犯上の措置を講ずるほか、屋外各部及び建物内などは周囲からの見通しを良くして防犯性を高めるなど、安全で安心な学校づくりに努めます。

#### ③ 学校への侵入者対策

不審者などの侵入に対して、教職員や児童生徒が適切に対処するため、学校単位で作成している安全マニュアルに基づく対策を徹底します。

#### ④ 地下鉄駅等の安全対策

子どもや女性が安全に安心して地下鉄を利用できるようにするため、駅構内の環境保持や子どもや女性に配慮した車両運行などの取組を行います。

#### エ 基本施策4 (歓楽街等を対象とした環境改善)

#### ≪主な取組≫

#### ① 迷惑行為の防止

「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行 為等の防止に関する条例 (ススキノ条例)」により、歓楽街特有の 迷惑行為を禁止します。

# ② クリーン薄野活性化連絡協議会等の取組推進

薄野地区を安全で安心な魅力あるまちとするため、クリーン薄野活性化連絡協議会をはじめとした関係機関や地元関係者などと一体となって啓発などに取り組みます。

#### ③ 薄野地区における防犯環境の整備

薄野地区の犯罪抑止や防犯環境構築を図るため、「安全・安心なススキノ」を啓発するバナー(旗)やプランター(草花の鉢)を設置します。

# ④ 外国人旅行者に向けた防犯啓発【新規】

窃盗や痴漢、悪質な客引きなどの旅行中に起こりうる犯罪に遭わないための防犯対策と、被害に遭った際の警察等への届出方法について、多言語化した情報をホームページに新たに掲載します。

また、ホームページに掲載した情報を基にリーフレット等を作成し、旅行者が立ち寄るホテルなどの宿泊施設や関係機関などへ新たに配布します。

#### オ 基本施策5 (暴力団等の排除)

#### ≪主な取組≫

#### ① 市の事務事業及び公の施設からの暴力団等排除の推進

市の事務事業が暴力団に利益を与えることのないよう、また、公の施設が暴力団の活動に利用されることのないよう、北海道警察と連携し暴力団等に該当するかの確認や暴力団等であった場合の排除など必要な措置を講じます。

#### ② 暴力団排除に関する活動への支援

市民や事業者が、暴力団の排除に関する活動に自主的、かつ、 相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民や事業者に 対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行います。

# (4) 基本方針4 (犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する) 【新規】

# ア 基本施策1 (犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発) 【レベルアップ】

#### ≪主な取組≫

犯罪被害により、犯罪被害者等が陥る状況や二次被害などについて、市民が正しい理解と知識を持ち、社会全体で犯罪被害者等を支えていく機運が高まるよう、これらの情報を札幌市ホームページに掲載や職員研修を実施するほか、新たに市民向けセミナーを開催します。

# イ 基本施策2 (総合的対応窓口における対応) 【レベルアップ】

# ≪主な取組≫

犯罪被害者等は、犯罪被害に遭わなければ経験しないような様々な対応や手続きが必要となることから、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、被害発生直後から直面する様々な問題について、適切な対応が円滑に図られるよう、北海道警察など関係機関と連携の充実を図ります。

# ウ 基本施策3 (犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減)【新規】

# ≪主な取組≫

犯罪被害者等は、犯罪等の被害が原因で、離職等による収入の途絶 や、自宅の転居、家事関連等の日常生活に生じる支障を補うための負 担を余儀なくされ、経済的に困窮することが少なくないことから、各 種支援金の支給や住居・家事関連の費用の助成を実施し、経済的負担 の軽減が図られるよう、必要な支援を実施します。

### エ 基本施策4(犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援)【新規】

#### ≪主な取組≫

犯罪被害者等は、犯罪等により、直接的又は間接的に精神的被害を受けることから、このような精神的被害からの回復が図られるよう医療費の助成など必要な支援を実施します。

# Column4 犯罪被害に遭うということ

# ある日、突然、私が犯罪被害者等に・・・

犯罪は、いつ、どこで、誰が被害に遭うか分かりません。犯罪被害に遭う と、それまでの平穏な日常生活は一変し、たとえ事件が解決したとしても、 その後も様々な問題を抱えながら暮らしていかなければなりません。

だからこそ、一人ひとりが自分のことと捉え、犯罪被害者等 (ご遺族を含む。) が置かれた状況を理解し支えていく必要があります。

ここでは、犯罪被害者等が直面する問題についてご紹介します。

#### 犯罪被害者等が直面する様々な問題

精神的ショックや身体の不調

捜査や裁判の過程における精神的、 時間的負担 医療費の負担や失職、転職などによ る経済的困窮

周囲の人々によるうわさ話や取 材・報道による精神的被害



# 第4章 計画の推進

安全・安心条例における基本理念を踏まえ、市民や事業者、北海道警察等の関係機関と連携協力しながら、活動の自主性及び地域性を尊重し、日常生活や地域活動を通じた活力あるコミュニティづくりを重視するとともに、環境やプライバシーなどの他の分野に与える影響などに十分配慮し、次のとおり第3次計画の推進を図っていきます。

# 1 計画の進捗管理

#### (1) 成果指標

第2次計画に引き続き、基本目標の実現に向けた進捗状況を把握する ために成果指標を設定します。

(成果指標 1 ) 刑法犯認知件数	
基準値	目 標
11, 718 件	9,000 件未満
(平成 30 年※)	(令和6年※)

※ 刑法犯認知件数については、北海道警察による暦年の統計

(成果指標2) 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合						
基準値           目 標						
89%	95%					
(令和元年度)	(令和6年度)					

(成果指標3)地域で防犯活動を行っている市民の割合					
基準値           目 標					
7.5%	25%				
(令和元年度)	(令和6年度)				

# 《成果指標の設定理由》

最良な「安全で安心なまち」とは、犯罪被害に遭う市民が一人でも少な く、かつ、市民の防犯意識も高く、多くの人が防犯活動に取り組んでいる 状態だといえます。この実現に向けた必要な指標として設定してます。

# (2) 重点取組・達成目標

重点テーマとして設定する「子どもの安全」の進捗状況を適切に把握するため、基本方針の中にそれぞれの重要な取組とその達成目標を設定します。

なお、安全で安心なまちづくりの中でも、市民が主体となって行う取組には犯罪の未然防止だけでなく、個人の防犯意識の向上と防犯活動の活性化という効果も併せ持っています。

こうしたことから、下記の三つの取組を重点的に推進することは、刑法犯認知件数を減少させ、自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らす市民、地域で防犯活動を行う市民を増やすことにつながることとなります。

# (基本方針1の重点取組)「子ども110番の家」関連講座の開催

【達成目標】防犯関連講座の実施回数 合計 10 回 (令和 2 年度から令和 6 年度まで)

#### (基本方針2の重点取組) ながら防犯の推進

【達成目標】ながら防犯活動の登録人数 合計 10,000 人 (令和2年度から令和6年度まで)

(基本方針3の重点取組)町内会の防犯カメラ設置に対する補助金交付事業

【達成目標】町内会が設置する防犯カメラの新規設置台数 500 台 (令和 2 年度から令和 6 年度まで)

#### (3) 検証・評価等

計画期間中においては、学識経験者や公募市民などで構成する「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」を定期的に開催し、計画に基づく施策の実施状況や犯罪情勢、市民アンケートなどの情報をもとに検証・評価を行います。

急激な社会情勢の変化や札幌市の施策の変更などに伴い、計画見直しの必要が生じた場合には、「犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」の意見を聞きながら必要に応じて見直しを行います。

# 2 推進体制

- (1) 地域の代表者や北海道警察、関係団体などから構成される「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会」において、犯罪発生時における迅速かつ的確な情報の共有や必要な対策を講じます。また、協議会の構成員による日常的な取組に関する報告や意見交換などを毎年度行うことによって、計画に基づく施策や地域活動を総合的に推進していきます。
- (2) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの取組に関係する部長職で構成する「犯罪のない安全で安心なまちづくり等庁内推進会議」において、庁内関係部局の情報共有を図るとともに、全庁一体となって施策を展開します。

# 参 考 資 料

- I 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿
- Ⅱ 第3次基本計画の策定経過
- Ⅲ 政令指定都市における刑法犯認知件数等
- Ⅳ 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例
- V 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例
- VI 札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為 等の防止に関する条例

# I 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿

【会 長】吉田 敏雄 北海学園大学 名誉教授

【副会長】佐藤 邦昭 (公財) 北海道防犯協会連合会 専務理事

マスにもと りょう 國本 亮 (公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター副理事長

 くわはら
 せっこ

 桑原
 節子
 NPO法人
 女のスペース・おん
 相談支援員

しのはら みつまさ 篠原 光征 札幌市保護司会連絡協議会 会長

たばた りゅうじ 田畑 隆二 北郷親栄第一町内会 会長

なめかた さちょ 行方 幸代 (公社)札幌消費者協会 副会長

馬場 曉子 北海道防犯設備士協会 副会長

水谷 真理子 北海道CAPをすすめる会 事務局長

 みたに
 さとみ

 三谷
 里美
 公募

ななかり さとし 智司 公募

和田 基志 北海道絆 men づくりプロジェクト 副幹事長 (五十音順・敬称略)

# Ⅱ 第3次計画の策定経過

# 〇 第3次計画策定までの検討経過

第3次計画の策定に向けて、下表のとおりのスケジュールで検討を進めましたが、その過程では、市が実施した「市民及び地域防犯活動団体に対するアンケート」の結果や、学識経験者、有識者、公募委員などで構成する「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」からの答申をいただきました。

実施時期	札幌市の主な動向	市民・関係者等からの意見聴取等
亚代 20 左 10 日	・犯罪のない安全で安心なま	
平成30年12月	ちづくりに関する庁内調査	
平成 31 年 1 月		
2月		・市民及び地域防犯活動団体アンケート
2 H		(安全安心なまちづくりに係る意識調査)
		・平成30年度第2回犯罪のない安全で安心
3月		なまちづくり等審議会
		(見直しの方針を決定)
4月		
令和元年 5 月		
6月		
7月		
8月		
	審議会に対し第3次計画案につ	いて諮問
9月		・令和元年度第1回犯罪のない安全で安心
97		なまちづくり等審議会
		(課題・見直し事項に係る意見聴取)
		・第2回犯罪のない安全で安心なまちづく
10月		り等審議会
		(見直し案についての検討)
		・第3回犯罪のない安全で安心なま
11月		ちづくり等審議会
		(見直し案についての検討)

11月		・第2回市民アンケート			
, ,		(安全安心なまちづくりに係る意識調査)			
12月					
		・第4回犯罪のない安全で安心なま			
		ちづくり等審議会			
		(答申案の検討)			
	審議会から第3次計画案に関する答申				
	·第 1 回庁内推進会議課				
	長WG兼企画調整会議関				
令和2年1月	係課長会議				
	(答申を踏まえた計画案				
	の検討)				
	・第 1 回庁内推進会議兼				
	企画調整会議幹事会				
	(答申を踏まえた計画案				
	の検討)				
	• 企画調整会議(庁内関係局				
	長会議)				
2月	(答申を踏まえた計画案				
Z H	の検討)				
	・市長・副市長説明				
	(第2次計画案の説明)				
第 3 次札幌市犯罪	▋のない安全で安心なまちづ	くり等基本計画案決定			
		・札幌市議会財政市民委員会			
2 8		(計画案について報告)			
3 月		・パブリックコメント			
		(計画案の公表・市民意見の募集)			
		・「市民意見と札幌市の考え方」公表			
4 月		(パブリックコメントを踏まえた反映)			
<del>+</del>		・札幌市議会財政市民委員へ報告			
		(第2次計画の報告)			
「第2次札幌市狐	2.罪のない安全で安心なまち	づくり等基本計画」策定・公表			

# 皿 政令指定都市における刑法犯認知件数等

平成30年の刑法犯認知件数を犯罪率(人口千人当たりの刑法犯認知件数) で比較すると、札幌市は20政令指定都市中13位に位置しています。

政令指定都市の刑法犯認知件数 (平成30年)

市名	人口 (H30.12.1現在)	人口千人 あたりの 発生件数	順位 (参考)	刑法犯 合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
札幌市	1,966,717	5.96	13	11,718	69	1,248	7,686	375	391	1,949
仙台市	1,089,380	6.77	10	7,370	29	466	5,275	481	84	1,035
さいたま市	1,301,915	8.11	7	10,560	50	664	7,888	436	88	1,434
千葉市	977,911	8.58	6	8,391	51	466	6,259	355	89	1,171
川崎市	1,517,784	5.00	19	7,590	43	456	5,627	578	101	785
横浜市	3,740,944	4.67	20	17,464	134	1,327	12,093	1,698	223	1,989
相模原市	722,919	5.87	14	4,243	22	196	3,285	194	83	463
新潟市	800,273	6.21	12	4,968	24	361	3,570	206	38	769
静岡市	694,950	5.76	15	4,004	25	349	2,792	231	37	570
浜松市	804,931	5.24	17	4,216	18	376	2,840	200	60	722
名古屋市	2,322,250	9.69	2	22,514	118	1,729	15,680	939	173	3,875
京都市	1,469,295	7.94	8	11,660	57	724	8,624	513	143	1,599
大阪市	2,727,136	16.51	1	45,015	342	2,517	34,977	1,876	501	4,802
堺市	830,946	9.23	4	7,671	58	377	5,991	294	86	865
神戸市	1,527,390	8.78	5	13,407	94	1,522	8,656	811	162	2,162
岡山市	721,743	6.29	11	4,542	17	369	3,337	184	32	603
広島市	1,199,862	5.72	16	6,859	50	593	4,636	420	87	1,073
北九州市	945,219	6.88	9	6,504	44	796	3,967	286	109	1,302
熊本市	740,038	5.11	18	3,784	28	352	2,631	170	41	562
福岡市	1,582,154	9.43	3	14,916	80	1,152	10,870	574	255	1,985

# Ⅳ 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例

平成 21 年 3 月 30 日条例第 17 号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり(以下「安全で安心なまちづくり」という。)に関し、基本理念を定め、市民(札幌市自治基本条例(平成18年条例第41号)第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。)、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等(犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。)に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の 犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

#### (基本理念)

- 第3条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる事項を基本として、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力することにより、 推進されなければならない。
  - (1) 市民及び市は、市民が安全で安心なまちづくりを行うに当たっての自主性及び自立性を尊重すること。
  - (2) 市民及び市は、地域の特性及び実情に応じた安全で安心なまちづくりの推進に努めること。
  - (3) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、地域における防災、交通安全その他の分野における取組との連携に努めること。
  - (4) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、個人のプライバシーに配慮するよう努めること。
  - (5) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、お互いが 支え合う暮らしやすいまちの実現に資するよう努めること。

#### (市民の役割)

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全 の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづ くりを行うよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動における安全を確保するとともに、自らが有する

資源を活用して、地域における安全で安心なまちづくりの支援に努めるもの とする。

#### (市の役割)

第6条 市は、関係機関との連携を図りながら、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

#### (基本計画の策定)

第7条 市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。) を策定するものとする。

#### (広報及び啓発)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広 報及び啓発を行うものとする。

# (市民の取組への支援)

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の 提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### (公共施設の整備等)

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努 めるものとする。

#### (連携体制の整備)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

# (犯罪被害者等への支援)

第12条 市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

# (犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会)

- 第13条 安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に 関し必要な事項について調査審議等を行うため、札幌市犯罪のない安全で安 心なまちづくり等審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。
- 3 審議会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。この場合において、民意を 適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行わ

れるよう、公募した市民その他の多様な人材に委嘱するように配慮しなければならない。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を 置くことができる。
- 7 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 市長が定める。

# (委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

# V 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例

札幌市条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等について定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
  - (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法 律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
  - (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
  - (3) 暴力団の排除 市民の生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民の生活及び事業活動に生じた暴力団による不当な影響を排除することをいう。

#### (基本理念)

- 第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。
- 2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機 関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならない。 (市の役割)
- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

#### (市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自 らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力す るよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、 暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除 に関する施策に協力するものとする。

#### (公共事業等に係る措置)

- 第7条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業(次項において「公共事業等」という。)の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。)について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法(昭和24年法律 第100号)第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係 る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必 要な措置を講ずるよう求めるものとする。

#### (公の施設に係る措置)

第8条 市は、その設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号) 第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が暴力団の活動に利用され ないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

#### (市民及び事業者に対する支援)

第9条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、 相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情 報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

#### (啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

#### (暴力団の威力利用の禁止)

第11条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

#### (利益供与の禁止)

第12条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

#### (個人情報の収集及び提供)

第13条 札幌市個人情報保護条例(平成16年条例第35号)第2条第2号

に規定する実施機関(本市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)を除く。以下「実施機関」という。)及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報(札幌市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集することができる。

2 実施機関及び指定管理者は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために 必要があると認めるときは、前項の規定により収集した個人情報を必要かつ 最小限の範囲内で警察その他の関係機関へ提供し、当該個人情報に係る個人 が暴力団員であるかどうかの確認をすることができる。

# (委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

# Ⅵ 札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る 勧誘行為等の防止に関する条例

最近改正 平成28年6月3日条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等 を防止し、もって市民及び観光客等の安全で安心な生活環境を確保すること を目的とする。

# (性風俗店等での稼働等に係る勧誘行為の禁止)

- 第2条 何人も、市長の指定する区域(以下「指定区域」という。)内の道路、 公園、広場、駅、興行場、飲食店その他の公衆が出入りできる場所又は施設 (以下「公共の場所」という。)において、不特定の者に対し、次に掲げる行 為をしてはならない。
  - (1) 人の性的好奇心に応じて人に接する役務又は接待飲食等営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項の接待飲食等営業をいう。)、特定遊興飲食店営業(同条第11項の特定遊興飲食店営業をいう。)若しくは酒類提供飲食店営業(同条第13項第4号の酒類提供飲食店営業をいう。)において人に接する役務に従事するように勧誘すること。
  - (2) 性交若しくは性交類似行為又は自己の性器等(性器、こう門又は乳首をいう。以下同じ。) を見せ、自己若しくは他人の性器等を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせる行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となるように勧誘すること。
- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に 違反する行為を行わせてはならない。

#### (性風俗店等に係る誘引行為の禁止)

- 第3条 何人も、指定区域内の公共の場所において、不特定の者に対し、人の性的好奇心に応じて人に接する役務又はこれを仮装したものの提供について、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示し、若しくは公衆の目に触れるような方法で看板等を掲出して客を誘引してはならない。
- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に 違反する行為を行わせてはならない。

#### (卑わいな広告物の掲示等の禁止)

第4条 何人も、指定区域内の公衆が見やすい屋外の場所(車両等を含む。)

又は公衆が出入りすることができる屋内の場所であって公衆の用に供する屋外の場所から容易に見える場所に、性的好奇心をそそる、人の裸体、下着姿、水着姿、制服姿等の写真若しくは絵又は文言等を掲載した看板、ポスターその他の物品であって、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表し、又は推測させるものを掲示し、若しくは掲出し、又は配置してはならない。

#### (罰則)

- 第5条 第2条第1項、第3条第1項又は前条の規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下 の罰金に処する。
- 第6条 第2条第2項又は第3条第2項の規定のいずれかに違反した者は、1 00万円以下の罰金に処する。
- 2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

#### (両罰規定)

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務に関し、第5条第1項又は前条第1項のいずれかの違 反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本 条の罰金刑を科する。

#### (適用上の注意)

第8条 この条例の適用に当たっては、市民の権利を不当に侵害しないように 留意し、その本来の目的を逸脱して濫用することがあってはならない。

#### (委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附則

- この条例は、平成17年12月1日から施行する。 附 則(平成28年条例第33号)
- この条例は、平成28年6月23日から施行する。